

令和 7 年 3 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 4 日 開会

令和 7 年 3 月 1 2 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和7年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（3月4日）

議事日程	3
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため出席した者の職氏名	7
浪江町議会永年勤続功労者表彰及び全国町村議会議長会表彰伝達	8
開会の宣告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
諸般の報告	9
行政報告	10
一般質問	16
紺野榮重君	16
渡邊泰彦君	32
議案第2号から諮問第1号の一括上程、説明	51
延会の宣告	97

第 2 号（3月12日）

議事日程	99
出席議員	102
欠席議員	102
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	102
職務のため出席した者の職氏名	103
開議の宣告	104
議事日程の報告	104
発言の訂正について	104
議案第 2 号の質疑、討論、採決	104
議案第 3 号の質疑、討論、採決	105
議案第 4 号の質疑、討論、採決	105

議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 0 8
議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 1 0
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 1 0
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 1 1
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 1 1
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 1 2
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 1 2
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 1 4
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 1 6
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 1 8
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 1 8
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	1 2 0
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	1 2 0
発言の取消しについて	1 2 9
発言の訂正について	1 3 0
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	1 3 4
諮問第 1 号の質疑、採決	1 3 4
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	1 3 7
町長挨拶	1 3 8

閉会の宣告.....	1 3 9
------------	-------

浪江町告示第 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 3 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 7 年 3 月 4 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	佐々木 勇 治 君	14 番	山 崎 博 文 君
15 番	紺 野 榮 重 君		

不応招議員（なし）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 7 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 一般質問 | |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令和
7 年度の国民健康保険税及び介護保険料の
減免に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 浪江町景観条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 浪江町手話言語条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙におけ
る選挙運動の公営に関する条例の一部改正
について |
| 日程第 11 | 議案第 7 号 | 浪江町行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律施行
条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 8 号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
等の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 9 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一
部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 10 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について |
| 日程第 15 | 議案第 11 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正につい
て |
| 日程第 16 | 議案第 12 号 | 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正につい
て |
| 日程第 17 | 議案第 13 号 | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例 |

		の一部改正について
日程第 1 8	議案第 1 4 号	工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事（再対策））
日程第 1 9	議案第 1 5 号	工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））
日程第 2 0	議案第 1 6 号	委託に関する契約の変更について（浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託）
日程第 2 1	議案第 1 7 号	土地の取得について
日程第 2 2	議案第 1 8 号	令和 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 3	議案第 1 9 号	令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 2 0 号	令和 6 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	議案第 2 1 号	令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 2 2 号	令和 6 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7	議案第 2 3 号	令和 6 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 8	議案第 2 4 号	令和 6 年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 9	議案第 2 5 号	令和 7 年度浪江町一般会計予算
日程第 3 0	議案第 2 6 号	令和 7 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 3 1	議案第 2 7 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 2	議案第 2 8 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 3 3	議案第 2 9 号	令和 7 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第 3 0 号	令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第 3 5	議案第 3 1 号	令和 7 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 2 号	令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 7	議案第 3 3 号	令和 7 年度浪江町水道事業会計予算
日程第 3 8	議案第 3 4 号	令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計予算
日程第 3 9	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を 求めることについて

出席議員（１５名）

１番 武 藤 晴 男 君
 ３番 吉 田 邦 弘 君
 ５番 小 澤 英 之 君
 ７番 紺 野 則 夫 君
 ９番 山 本 幸一郎 君
 １１番 渡 邊 泰 彦 君
 １３番 佐々木 勇 治 君
 １５番 紺 野 榮 重 君

２番 紺 野 豊 君
 ４番 平 本 佳 司 君
 ６番 半 谷 正 夫 君
 ８番 佐々木 茂 君
 １０番 高 野 武 君
 １２番 松 田 孝 司 君
 １４番 山 崎 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 栄 光 君

副 町 成 井 長 祥 君

代 表 監 査 委 員 宮 口 勝 美 君

企 画 財 政 課 長 吉 田 厚 志 君

産 業 振 興 課 長 蒲 原 文 崇 君

住 宅 水 道 課 長 木 村 順 一 君

市 街 地 整 備 課 長 今 野 裕 仁 君

介 護 福 祉 課 長 松 本 幸 夫 君

副 町 山 本 長 邦 一 君

教 育 笠 井 長 淳 一 君

総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長 戸 浪 義 勝 君

住 民 課 長 柴 野 一 志 君

農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長 金 山 信 一 君

建 設 課 長 宮 林 薫 君

健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務局長兼 仮設津島診療所事務局長 西 健 一 君

会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 野 隆 幸 君

教 育 総 務 課 長
鈴 木 清 水 君

生 涯 学 習 課 長 兼
浪 江 町 公 民 館 長 兼
浪 江 町 図 書 館 長 岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
中 野 夕 華 子 君
書 記
岡 本 ち り 君

次 長 今 野 雄 一 君

○議長（平本佳司君） おはようございます。

令和7年浪江町議会3月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになりました方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうをさげたいと思います。ご起立をお願いします。

〔黙とう〕

○議長（平本佳司君） ありがとうございます。着席願います。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影いたしますので、ご了承願います。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎浪江町議会永年勤続功労者表彰及び全国町村議会議長会表彰 伝達

○議長（平本佳司君） 会議の前に、浪江町議会永年勤続功労者の表彰及び全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

事務局長。

○事務局長（中野タ華子君） 紺野榮重議員におかれましては、現任期をもって議員在職24年となります。浪江町議会議員の表彰等に関する規程第2条第1項の規定により表彰状及び写真を贈呈し、表彰を行います。

また、山本幸一郎議員、山崎博文議員におかれましては、議員在職期間が15年以上となりました。全国町村議会議長会の表彰を受けられましたので、議長から表彰状の伝達を行います。

議長、演壇の前へご移動ください。

まずは、永年勤続功労者の表彰から行います。紺野議員、前へお進みください。

〔表彰状の朗読、写真贈呈、拍手〕

○事務局長（中野タ華子君） 紺野議員、自席へお戻りください。

続いて、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。初めに、山本議員、前へお進みください。

〔表彰状の朗読、拍手〕

○事務局長（中野タ華子君） 山本議員、自席へお戻りください。

続きまして、山崎議員、前へお進みください。

〔表彰状の朗読、拍手〕

○事務局長（中野タ華子君） 山崎議員、自席へお戻りください。

以上で、浪江町議会永年勤続功労者の表彰及び全国町村議会議長

会表彰の伝達を終了しました。

議長は、議長席へお戻りください。

◎開会の宣告

- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、令和7年浪江町議会3月定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に、7番、紺野則夫君、8番、佐々木茂君、10番、高野武君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から12日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12日までの9日間といたします。
会期中の会議についてお諮りします。4日及び12日を本会議とし、5日から11日までは、委員会等のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平本佳司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、タブレット端末に格納しておりますので、ご了承願います。

◎行政報告

○議長（平本佳司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 吉田栄光君登壇〕

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

ただいま長年のご功績に掲額議員として表彰の栄に浴された紺野榮重議員、そして全国議長会会長表彰の栄に浴された山本幸一郎議員、山崎博文議員に対し、改めてお祝いを申し上げます。

また、岩手県大船渡におきまして大規模な火災が発生しております。住家火災も多く発生しているようであります。改めて心からお見舞いを申し上げ、一日も早い鎮火と収束を願うものであります。

本日ここに、令和7年浪江町議会3月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

改めて、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告をいたします。

まず、浪江町消防団出初式についてご報告をいたします。

1月19日、浪江町地域スポーツセンターにて、浪江町消防団出初式を執り行いました。全7分団、約90名の団員が集結し、訓練礼式・通常点検を行い、改めて団員としての規律の向上を図ったところであります。

引き続き、地域防災の要である消防団活動を通して、防災・防火体制の強化に取り組んでまいり所存であります。

次に、復興計画【第三次】後期基本計画の策定についてご報告をいたします。

2月4日に、第3回浪江町復興計画【第三次】後期基本計画策定委員会を開催し、施策ごとの見直しの方向性などについてご議論いただきました。町民ワークショップでのいただいたご意見やアイデア、策定委員会でご議論いただいた内容については、年度内に計画素案をまとめ、来年度の後期基本計画策定につなげてまいり考え

であります。

次に、特定帰還居住区域復興再生計画の変更についてご報告をいたします。

特定帰還居住区域の変更案を町民の方々にご覧いただき、ご意見をいただく場として、区域図の縦覧会を1月15日、16日に開催いたしました。2日間で75世帯91名の方に参加をいただき、うち9世帯から追加で「意向あり」との回答をいただいたところであります。

第2回目帰還意向調査の最終結果は、対象世帯数496世帯のうち、帰還意向あり76世帯、帰還意向なし87世帯、保留65世帯、未回答が268世帯でございました。

また、特定帰還居住区域の面積は、認定済みの約710ヘクタールに、今回の変更により約230ヘクタールを加え、計約940ヘクタールの見込みとなっているところであります。

現在、2月18日より開始した福島県との協議を行っている最中であり、協議が完了次第、国へ特定帰還居住区域復興再生計画の変更申請を行ってまいります。

次に、「ティックトックアワードジャパン2024」優秀賞の受賞についてご報告をいたします。

約150作品の中から、公的部門の優秀賞として浪江町を含む4団体が選出されました。東北の自治体では唯一の受賞となります。

引き続き、様々な手法を活用し、町の復興状況や、風評・風化対策に資する情報発信に努めてまいる考えであります。

次に、住みたい田舎ベストランキングについてご報告をいたします。

宝島社より発行しております「田舎暮らしの本」の2025年2月号において、浪江町が「住みたい田舎ベストランキング」の人口5,000人未満のまちランキングで、2年連続総合部門第1位を受賞いたしました。

今後も、移住イベントなどで当町の魅力を発信するとともに、移住定住相談窓口や各種補助制度により、さらなる推進に努めてまいる考えであります。

次に、宅地用除草剤配布事業についてご報告をいたします。

町内宅地の雑草繁茂による鳥獣被害の防止や防犯防火対策、また、町内の環境美化支援により、帰還・移住意欲を醸成することを目的とし、昨年7月から12月までの間、町内の宅地所有者を対象に、除草剤の無償配布を行いました。

配布対象となる宅地所有者4,257人のうち1,647人の希望者に対し、除草剤の配布を行ったところであります。

次に、住民票をはじめとする各種証明書のコンビニ交付サービス事業についてご報告をいたします。

3月1日より、マイナンバーカード利用により住民票、印鑑登録証明書、所得・課税証明書等について、全国のコンビニエンスストア等での取得が可能になりました。

これにより、これまで郵便請求等で取得にかかっていた時間が大幅に短縮されるなど、遠方に避難されている方を中心に、住民の方々の利便性向上が図られるものと期待をしているところであります。

次に、国民健康保険等の一部負担金等の免除の継続についてご報告をいたします。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険については、原発事故の特例措置による一部負担金等の免除措置が、避難指示解除された区域の上位所得世帯を除き、令和7年7月31日まで期間を延長することとなり、2月下旬に対象者の方へ一部負担金等免除証明書を送付したところであります。

次に、住民税非課税世帯等特別給付金及び物価高騰対応低所得世帯支援補助金についてご報告いたします。

長期化する電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、当該給付金及び補助金を支給予定の2,158世帯へ通知し、3月6日から順次支給を開始いたします。

次に、大堀相馬焼の産地再生の取組についてご報告をいたします。

2月18日、大堀相馬焼協同組合主催により14年ぶりとなる「陶祖祭」が大堀地区の愛宕神社において執り行われ、窯元をはじめ、多くの関係者の皆様に参加をいただいたところであります。

今後も引き続き、大堀相馬焼の産地再生と伝統継承の取組を積極的に支援してまいる考えであります。

次に、企業誘致活動についてご報告をいたします。

1月24日、福島イノベーション・コースト構想推進機構主催により、東京都大手町で開催された企業立地セミナーに出展し、私も会場ステージに登壇させていただき、町の現状や取組についてお話をさせていただきました。また、当町の出展ブースには、20社以上の企業の開発担当者に来訪いただき、面談で町への誘致活動を行うことができ、有意義な活動となりました。

今後も引き続き、同様のセミナーに積極的に参加し、企業誘致を推進してまいる考えであります。

次に、「請戸ものまつり」についてご報告いたします。

1月21日、道の駅なみえにおいて、第2回請戸ものまつりが開催されました。

会場では、生きている魚に直接触れるタッチプールの設置、ホッキ貝の絵付け体験など、子供から大人まで楽しめるイベントのほか、漁業で使用する漁具の展示やロープワーク体験など、漁業を身近に感じていただける内容でありました。

今後も「請戸もの」の魅力を継続して発信してまいる考えであります。

次に、請戸漁港出初式についてご報告いたします。

1月2日、請戸漁港において、令和7年請戸漁港出初式が開催されました。神事が執り行われた後、9隻の漁船が出港し、漁業の安全と豊漁を祈願したところであります。

水揚げされる魚種の変化、海面温度の上昇、処理水放出など、漁業を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、「請戸もの」が県内のみならず全国各地に流通するよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいる考えであります。

次に、農林水産物情報発信イベントについてご報告いたします。

首都圏への情報発信イベントとして1月16日、東京都渋谷区フランス料理レストラン「LATURE（ラチュレ）」において、町内産の農林水産物を活用した会食イベントを実施したところであります。

また、海外への情報発信イベントとして、2月18日、タイ王国においても会食イベントを実施いたしました。

両イベントとも、出席者からは好評のお声をいただくとともに、町内産の農林水産物の鮮度やおいしさ、安全性、料理と合わせて提供された地酒の魅力を知っていただきました。

今後、SNSなどを通して、これらの情報が全国・海外へ発信されていくものと期待をしているところであります。引き続き、積極的な情報発信に取り組んでまいる考えであります。

浪江町ガラス校章モニュメントに係るデザイン選定者表彰についてご報告いたします。

震災前の町の歴史や記憶を未来に継承することを目的に、廃校となった9つの町立小中学校の校章をモチーフとし、ガラスモニュメントのデザインを募集したところ、全国から9作品の応募がありました。

この中から、富山市在住のガラス作家である松藤孝一さんと草薙聖子さんの共同作品を最も優れた作品として選定し、1月23日、お二人に表彰状と目録をお渡しいたしました。

今後、9つの校章モニュメントは、浪江駅周辺整備事業区域の一角に設置され、町民にとって変わらない歴史と、親から子、子から孫へと未来にわたり、学校の思い出を話す場になることと期待をしているところでもあります。

次に、F－R E Iに関する主な取組についてご報告いたします。

12月15日、「F－R E Iセミナー」を開催しました。住民16名が参加し、F－R E I研究者からの講演の後、意見交換が行われました。

12月18日には、F－R E I主催の「F－R E I市町村座談会」が南相馬市のロボットテストフィールドで開催され、F－R E Iのロボット分野に関する講演やパネルディスカッションが行われました。

1月25日には、「ロボット体験教室」を開催しました。子供8名が参加し、東京科学大学によるロボット作製を通し、子供たちが研究に興味を持つ機会となりました。

2月15日には、「多文化共生セミナー」を開催しました。住民14名が参加し、福島県国際交流員より、中国の文化などの講演が行われました。

2月17日には、F－R E I主催の「新産業創出等研究開発協議会広域連合ワーキンググループ」が相馬市で開催され、F－R E Iの取組の情報共有がなされたところでもあります。

以上のように多くのイベントを実施したところではありますが、F－R E Iの活動を促進するためには、受入れ環境の整備が必要であり、住民の皆様のお力添えが重要であります。

引き続き、相互の理解促進を図ることで、F－R E Iの立地機運を高めていけるよう、様々な取組を進めてまいる考えであります。

次に、浪江駅西側地区の公民連携まちづくりに関する取組についてご報告をいたします。

1月25日、「公民連携セミナー（第3回）」を開催いたしました。子供5名を含む37名に参加いただき、浪江駅西側地区でのゾーニングや、機能についてのワークショップを行いました。

子供からは、レジャー施設や公園、国際的な飲食店等の施設、F－R E Iと連携した子供クラブといった意見があり、大人からは、F－R E Iと連携したまちづくり及び教育環境づくり、自然との触れ合いといったご意見をいただいたところでもあります。

今後、企業提案や住民意見を踏まえた整備計画を策定するとともに、引き続き様々な場で意見交換を行いながら、住民の皆さんをはじめとする民間が主役のまちづくりを進めてまいる考えであります。

次に、教育行政関連についてご報告をいたします。

新年度入学及び転入される予定の児童・生徒への説明会を、中学校は1月21日に、小学校は2月12日に開催いたしました。

新年度からは、なみえ創成小学校61名、なみえ創成中学校26名の児童・生徒合わせて87名が通学する予定で、令和6年度より、小学生が13名、中学生が2名増えることとなります。

また、浪江にじいろこども園において、新年度入園される予定のご家庭への説明会を2月18日に開催いたしました。新年度からは58名が通園する予定で、令和6年度より6名増えることとなります。

子供たちは町の宝であります。さらなる教育環境、子育て支援の充実を図ってまいる考えであります。

次に、生涯学習関連についてご報告をいたします。

1月1日、あるけあるけ初日詣大会を開催し、300名ほどの皆様と道の駅なみえを出発し、請戸海岸に到着いたしました。和太鼓の演奏で参加者を迎え、神楽を奉納し、初日の出に向かい、それぞれが祈願をされておりました。

1月11日、令和7年浪江町二十歳を祝う会を浪江町地域スポーツセンターで開催したところであります。

震災当時、未就学児であった皆様が新たに二十歳を迎え、12名の参加の下、ご来賓や保護者の方々が新たな門出を祝うとともに、友人や恩師との久しぶりの再会を喜び合う姿が見られました。

1月26日、浪江町文化財収蔵庫を会場とし、文化財防火デーに関連した消防訓練を実施しました。たばこの不始末から出火し、文化財収蔵庫に延焼する想定で、消防署、消防団による放水訓練を行いました。

今後も町文化財の保全・保護に努めてまいる考えであります。

以上、12月定例会以降、現在までの取組についてご報告をさせていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例制定及び改正案件12件、契約の変更案件3件、土地取得案件1件、令和6年度の補正予算案件7件、令和7年度予算案件10件、諮問案件1件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、以上をもちまして私からの行政報告とさせていただきます。

令和7年3月4日、町長、吉田栄光。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 大変申し訳ございません。ご訂正を願いたいと思います。

5 ページになります。

「請戸ものまつり」についての報告であります、1月21日と申し上げました。12月21日にご訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で行政報告を終わりました。

◎一般質問

○議長（平本佳司君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により、質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可いたします。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

また、質問は、あくまでも質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは慎むようお願いいたします。

◇紺 野 榮 重 君

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君の質問を許可いたします。

15番、紺野榮重君。

〔15番 紺野榮重君登壇〕

○15番（紺野榮重君） おはようございます。15番、紺野榮重です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問方法は、一括質問方式でございます。

質問の要旨は、配付されているとおりであります。

月日のたつのは早いもので、今年もはや3月となりました。国内では岩手県の山林火災、平成以来、国内最大の山火事であります。

大船渡市三陸町では、住宅84棟焼失、津波で移転をして、今回また火災に遭われた方もおるようであります。庁舎内に義援金箱を設けられて、少しでも浪江町としてのお見舞いの気持ちを届けていただきたいと思います。

世界情勢では、ウクライナ、ガザ地区、レバノンでの戦争状況、アメリカ大統領のトランプは、アメリカ第一主義の下、保護貿易を進めており、貿易立国日本は前途多難であります。

阪神・淡路大震災から30年、能登半島震災から1年となりました。東日本大震災、原発事故から丸14年を迎えることになります。今もって帰還困難区域が全域解除とならない浪江町の町道を自由に往来できないことは残念でなりません。

先日、自民党本部を訪問、伊藤忠彦復興大臣、福島選出の国会議員の方々に、帰還困難区域の復興再生を陳情してまいりました。

石破内閣は、自然災害対応では、防災庁の設置を決められました。そして、地方創生も重要案件とされました。

地方の人口減少や少子化に歯止めがかからない。政府は新たな地方創生本部を発足されました。これまでも何度となく地方創生を訴えてきましたが、東京都の一極集中は止まりません。

県の発表では、2025年から6年間で復興・再生を両輪で進めるという方針を掲げられました。

全国の中心市街地以外は、子供の遊んでいる姿は見えません。大人の人通りも少ないのも驚く限りであります。人口減少対策、移住推進は、各市町村同様の政策で、人流を奪い合い、成果は不十分の状況であります。

特に東日本大震災、原発事故によって12市町村は人口減少に悩まされております。難しい問題ですが、町としての力を入れられる地方創生とは何か、浪江町としてどのように地方創生に対応されるのか伺います。

浪江町の人口目標は、令和17年に8,000人を目標としております。達成はなかなか難しいと思います。新たな目標をどのように考えられますか、伺います。

浪江町の居住人口のうち、移住者はどれくらいおられるのか伺います。

8,000人の目標を達成するためには、町外からの移住に特に力を入れることが第一かと思います。

かつて相馬藩が天明、天保の飢饉のときに人口が半減いたしました。北陸、新潟から移住を進め、相馬藩は復興政策が成功して今日の相双地区、そして浪江町があると思います。現在、町としても努力をされていることに敬意を表します。

若者や女性にも選ばれる楽しい地方を目指し、移住や企業の移転、デジタル新技術による生活改善、農林水産品や観光資源の高付加価値による経済活動を進める地域に対しては、国は自治体への交付金は倍増させると言っておりますが、町として具体的にどのような政策を考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、通信制大学誘致の件をお伺いいたします。

令和7年1月15日の民報の記事で、4月に開校するオンラインを活用したZEN大は、令和7年度、西会津、浪江、双葉、大熊の4町を舞台に教育プログラムを展開するとの報道がありました。双葉郡の3町では、東日本大震災と原発事故からの復興状況に理解を

深め、各町は若者が住民と触れ合う機会を活性化や交流人口の増加につなげようと受入れに協力するとあります。浪江、双葉、大熊の3町では、復興に関する学びを深めると記載されております。

ZEN大通信制大学の受入れに協力するというふうなことにどのように考えているのか伺います。そして、浪江町としての関わりはどのようなのかお伺いをいたします。

次に、少子化を乗り越える施策について未婚化・晩婚化対策。

令和4年の県の婚姻件数は6,088組、前年の6,346件より258組減少、47都道府県で38位とのことであります。

地域のお付き合いの中で、結婚式に呼ばれる機会はほとんどありません。少子高齢化と言われるのは当たり前だなとつくづく感じます。

しかし、この状況を何とか打破しないと、日本が衰退してしまう。浪江町が限界集落になってしまう。高齢者を支えることができなくなり、財政が破綻すると言っても過言ではないと思います。

次に、浪江町の状況をお伺いいたします。

そして、町としてどのような対策を考えますか伺います。

人口減少の流れを食い止めるのには、出会い、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援による自然減対策と若者の県外流出を防ぐために働く場を確保するなど、社会減対策を総合的に推進する必要があります。

県では、今年度から県内の企業と連携し、若手社員の出会いの機会を創設する事業を取り組んでおり、若者の結婚を社会全体で応援する機運が醸成されつつあります。引き続き若者の声に耳を傾け、市町村の企業と緊密に連携しながら、切れ目のない支援を行っていきますと話されております。

昔、我々の世代は、地域には世話をしてくれる仲人がおりまして、出会いをつくってくれる方がおりました。私も見合いをして結婚しましたが、我々の世代は、見合いをして結婚した方は半数以上だというふうに思います。仲人をしてくれる方への支援、あるいは公民館が主体となり、男女の集いを催せないか伺います。

県の進める会社と連携しての出会いの場、浪江町として、どのような支援策を考えられるかお伺いをいたします。

次に、第2期復興・創生期間後の財源制度の件をお伺いをいたします。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の第2期復興・創生期間は令和7年度で終了する。政府は2期後の復興・創生の在り方について検討を進め、夏頃には新たな復興基本方針を打ち出す予定の

ようであります。

福島再生加速化交付金、国が一律に事業費を負担する仕組みは、事業の対象地域などの見直しを検討する必要を有識者から指摘をされたと報道がありました。自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の終了時期の目安なども提言されたと報道されました。

消費者庁の県産品風評対策事業が今年度で全額予算措置を打ち切るとのことです。原発事故から15年を迎える中、復興予算も今後厳しくなってくるのではないかと予感いたします。財源確保をどのように働きかけていかれるのか伺います。

財源とともに仕組みが維持されるかも、今後の焦点となると思います。今後どのように働きかけていかれるのか伺います。

次に、駅前周辺整備事業の件をお伺いいたします。

全員協議会で説明されましたので、少々ダブるところをお許しいただきたいと思います。

駅前周辺事業が昨年10月に安全祈願祭が行われ、工事が始まりました。令和9年3月完成を目指しております。

交流施設や商業施設、住宅などを新設する。商業施設には、イオン東北が営業するスーパーのほか、二、三店ほどの小規模店が入ると。住宅は公営、民間合わせて100戸造成する予定となっております。事業の予算は250億円と伺っております。当初の計画では200億円と思いますが、増額の理由をお伺いいたします。

浪江駅周辺整備計画スケジュール案では、大きく分類して基盤整備、用地取得と実施設計、東西自由通路、駅舎、交流施設、商業施設、公営住宅、民間住宅、地域活性化施設となっております。

公営住宅は、当初、工事着工は令和6年となっておりますが、予定が遅れている理由をお聞きいたします。

そのほかの施設で変更となっている施設があるか、計画どおりか伺います。

整備計画を大きく分類した7施設の予算計画をお示しいただきたいと思います。

公共事業で心配するのは、期間の延長、そして予算の変更であります。民間、一般の建設工事であれば、相当の理由がなければ、予算の積み増しはないと思います。

かつて大柿ダムの建設では、当初計画の5.5倍、総事業費322億円、町の借金、国にお願いをして、償還期間を17年を25年に延長してもらいました。それでも浪江町の財政負担となり、町長を先頭に国にお願いをしたり、節約財政、大変な状況を経験いたしました。そのようなことにならないように心配するところでもあります。

基本計画の中で西口交流広場が記帳されていないのはなぜか伺います。

物価高騰、人員不足予算は、年に1割ずつ上がると言われます。予算オーバーになった場合には、どのように対応するのかお伺いをいたします。

次に、新たな産業団地の件でお伺いをいたします。

請戸地区に30ヘクタール、川添東師内地区に9ヘクタール、浪江インターチェンジ周辺地区で室原産業団地というふうな中で、面積60ヘクタール。この3つが新たな産業団地であります。浪江町では4か所の産業団地が整備をされ、順調に工場誘致されております。工場誘致をすることによっての町としてのメリット、あるいは負担となることは何かお伺いをいたします。

請戸地区30ヘクタールは、ほとんどの用地は買収済みでありますので、買収に関しては一手間抜けると記載されております。

室原産業団地の場合、面積60ヘクタール、うち15ヘクタール程度の先行整備を検討と全員協議会で説明を受けましたが、先行整備の理由をお伺いいたします。

川添東師内産業団地の場合は、町の買収になると思いますが、F－R E Iは国の買収、隣は町の買収となれば、買収単価が異なってくるとと思いますが、地権者にどのように理解していただくのかお伺いをいたします。単価はまたどのように違うのかお伺いをいたします。

F－R E Iに隣接しているエリア9ヘクタール、このエリアにはどのような施設が建設されるのかお伺いをいたします。

次に、農業について、地域計画について質問いたします。

私は、農業者でありますので、復興の基本は農業だと思います。東日本大震災、そして原子力発電所事故により、一部地域が6年後に避難解除されました。保全管理が行われ、景観がよくなりました。米、野菜等の実証実験において、放射性セシウム濃度の基準以下の結果により、栽培が拡大しております。

平成27年から農地の保全管理が進められてきました。令和6年までで保全管理は終わり、作物を作らないと補助金は出さないことになりました。

今回、福島復興再生特別措置法で、農地の利用集積、集約を進める。不耕作農地を解消するための地域計画の国の新たなる制度が発表されました。後継者を育てる浪江町の内外から法人が参入しやすい地域、営農を再開したい人と町外から参入したい法人が共同して農業ができるように、地域の営農法人を立ち上げようという目的の

下、おおむね10年後の地域の農地や農業の在り方を文言、地図で明確化するものだと言っておられます。浪江町として、この計画をどのように進めるのか伺います。

この目的は、不耕作農地の解消、貸手、借手がスムーズに行えるように農地バンクに任せることにより、手続が軽減されると言われております。貸し借りの契約が原則10年と言われますが、10年は長過ぎると思います。町としてどのように進めるのか伺います。

長期間になれば、土地に対する愛着、次の世代への継承が心配されます。過去において農地改革開放という制度がありました。不在地主の耕作地を政府が買収した時代もありました。

地域計画エリア何か所つくられるのか伺います。また、何年の計画か伺います。

貸し借りで成立しない場合は、どのように進めるのかお伺いいたします。

この事業をすることによって、地域集積協力金が支払われます。この制度は、各個人に支払われるのではなくて、地域に奨励金が交付されるようであります。地域集積協力金を受ける場合の条件を伺います。

農業者年金の加算付年金の受給、経営転換協力金交付、贈与税、相続税の納税猶予が継続できる。固定資産税の軽減措置も挙げられておりますとありますが、簡単に説明をお願いいたします。

最後に、農業施設の維持管理について伺いをいたします。

浪江町の農業復興のために農業施設が建設されました。例えば育苗施設、カントリーエレベーター、パイプラインの揚水機施設、これらの施設は町とどのような契約をされているのか伺います。

心配するのは、軽微な修理は地域、あるいは管理者で賄えると思いますが、大規模修理、あるいは解体して新設するとなると、負担し切れないと思います。

いわゆる公設民営がされている中で、それぞれの負担をどのようにするのか伺います。

また、町としてもできるだけ施設の恩恵を受けている地域で負担することが基本だと思います。どのように指導されていくのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 答弁者、町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野榮重議員の第2期復興創生期間終了後に向けて財源の確保及び仕組みの維持に関してどのように要望していくのかのご質問にお答えいたします。

町が第２期復興創生期間後も復興事業を持続的に推進するためには、安定した財源確保はもとより、国の復興支援制度の継続についても非常に重要であると考えているところであります。

２月２４日に開催された福島復興再生協議会において、内堀知事からも、第２期復興創生期間以降の５年間で復興の課題を解決する重要な期間であるとし、産業復興の正念場として、これまで以上に取組を推進するよう国に要望されたところであります。

昨今、政府の行政事業レビューにおいて、福島再生加速化交付金の補助率見直しや、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の基金終了予定時期を避難指示解除後の１０年を一つの目安とするといった議論がなされましたが、町といたしましても、議会と共に引き続き国の責務として、復興財源の確保と復興支援制度の継続をするよう強く要望してまいりました。引き続き議会、県と連携しながら強く要望してまいる考えであります。

その他の質問は、担当課長より答弁をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、ご質問の１の地方創生の件、①浪江町としてどのように地方創生に対応されるかのご質問にお答えをいたします。

町の地方創生の取組は、東日本大震災及び原発事故からの復興を目指し、地域の活性化と持続可能な発展を図るため、町の地域資源を最大限に活用し、新たな人の流れを生み出すため、地域の特産品や観光資源を生かしたプロモーション活動を行い、新たな交流人口を増やすことに努めております。

また、雇用創出にも力を入れておりまして、地元企業の支援や新たなビジネスの立ち上げを促進するための取組を実施しております。これにより若者や移住者が定住しやすい環境を整えることを目指しております。

加えて、町では、デジタル化の推進に取り組んでおり、ＩＣＴを活用した行政サービスの向上や地域情報の発信を強化しております。これにより住民が必要とする情報に迅速にアクセスできるようにし、地域全体の利便性を向上させることが期待されているところでございます。

これらの施策を展開する財源としましては、地方創生応援税である企業版ふるさと納税などを活用しまして、町として地方創生に取り組んでまいりたいと考えております。

②浪江町の居住人口目標令和１７年８，０００人目標ですが、達成が難しい。新たな目標をどのようにされますかというご質問にお答えを

いたします。

平成28年、こちらは2016年に浪江町人口ビジョンを策定し、令和17年、2035年までに8,000人の目標を掲げておりますが、現段階で目標を変更するということは考えてはおりません。

今後、F－R E Iの立地や中心市街地整備などによる波及効果により、居住人口が大きく増加していくものと予想しております。

町といたしましては、令和17年、2035年の8,000人の人口の目標が達成できるよう、現在行っている各種の施策を効率的に実施をするように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

③浪江町の居住人口の移住者の割合についてのご質問でございます。

令和7年1月末現在の町内の居住人口は2,256人であり、このうち震災後に当町に新たに住民登録をされた方は804人となっております。率にしますと約36%の方が震災後に新たに浪江町民となられた方となっております。

④番のご質問、国は自治体への交付金を倍増させるというが、具体的な施策はあるのかのご質問にお答えをいたします。

石破総理大臣を本部長とする新しい地方経済・生活環境創生本部において、地方創生2.0の基本的な考え方が令和6年12月に取りまとめられており、その中で令和7年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめること及び新地方創生交付金を当初予算ベースで倍増することなどが示されております。当町といたしましても、令和7年度当初予算編成において、D Xの推進計画に基づき進める事業に対して、充実可能な交付金について国と調整を進めているところでございます。

引き続き情報を収集しながら、財源として活用できる事業について検討を進めてまいります。

○議長（平本佳司君） 副町長。

○副町長（成井 祥君） 2の通信制大学誘致の件についてお答えいたします。

①のZ E N大学の開校につきましては、本年1月の新聞報道にもありましたとおり、学校法人日本財団ドワンゴ学園が本年4月の開校を目指している通信制の大学であると認識しております。同法人は、これまでN高等学校やS高等学校といった通信制の高等学校を運営しておりますところ、そうした通信制高等学校に通う生徒や保護者からの通信制大学校を求める声を受けて設立に至ったと伺っております。

Z E N大学におきましては、オンラインにおいて授業が行われる

ことから、通学が不要であり、時間や場所にとらわれず、多様な生活に合わせて柔軟に学べるとされておりますことから、学びたい方の選択の幅が広がるものと受け止めているところでございます。

②の浪江町との関わりにつきましては、ZEN大学は学生の将来的な実務スキルを深めるため、様々な自治体や企業と連携した課外プログラムに幅広く取り組むとされており、昨年、学校法人日本財団ドワンゴ学園より、震災からの復興に関するプログラムとして、浪江町を学びの場として活動したいとのお話を伺ったところであります。

具体的な内容につきましては、先方において引き続き比較検討されている段階であります。現時点においては、当町の財政負担等を伴うものではないことを確認しております。

他方、大学生が当町を訪れ、町内でフィールドワークをされるなどの動きが出てくることで、交流人口、関係人口の拡大につながることを期待されますので、引き続き当町での活動内容等について同法人に確認、調整してまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、私のほうから3番、少子化対策の件についてのご質問にお答えいたします。

①浪江町の現状と対策について。

浪江町の状況につきましては、町内の居住人口についてですが、令和5年度末現在で2,195人中60歳以上が1,047人と半数近くが60歳以上となっており、少子高齢化が顕著となっております。

町といたしましても、若い世代が安心して子育てできる環境の整備が必要と認識しており、その前段として出会いの場提供事業等を実施しながら、若い世代を取り込んでいく考えで、今回の当初予算において予算の計上を予定しております。

次に、②番、公民館が主体となり男女の集いを催せないかについてのご質問にお答えいたします。

震災前は公民館事業として、バーベキューやスキー体験など、若者の集いなどを実施しております。また、生涯学習課では、子供たちや高齢世代まで様々な事業を展開しておるところです。

今回、新規事業として未婚の男女の出会いの場提供事業等を実施する考えで、当初予算に予算の計上を予定しております。

続きまして、3番、県の事業と連携した出会いの場、町としての支援策についてのご質問にお答えいたします。

県の事業と連携した出会いの場、町としての支援の考えについて

ですが、先ほどもご説明しましたが、次年度において出会いの場提供事業等を実施する計画であります。こちらにつきましては、福島県地域結婚支援重点推進事業を活用し、財源につきましても、福島県地域少子化対策重点推進交付金となっております。

また、出会いの場以外にも交付金を活用した支援を考えており、今回の当初予算に予算の計上を予定しております。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 浪江駅周辺整備事業の質問にお答えいたします。

まず、①事業費の増額の件でございますが、当初の事業費見込みは、他事例を参考に見積もっておりますので、設計が進んだことによる整備内容の確定や、資材、人件費の高騰等により全体的に事業費が増額となっております。特に大きなところは、地域活性化施設の追加と緑空間の増額でございます。

続きまして、②公営住宅の着工時期の変更でございますが、関連する基盤整備との設計調整を行うため、公営住宅の実設計期間を変更したことによるものでございます。

その他の施設の変更でございますが、令和8年度末完成目標から令和9年度末完成目標に変更しております。

また、自由通路、橋上駅舎、駅前広場については、令和12年度の完成目標に変更しております。

続きまして、③7施設の予算計画でございますが、現在は他事例も含めた目安として事業費を想定しているところであり、各施設の設計が進み、概算工事費が算定できた段階でご説明したいと思っております。

また、駅東口広場の記載がないということでございましたが、これは基盤整備の中に含まれております。

そして、④予算がオーバーした場合の対応でございますが、現在、設計を進めているところでございますので、財源協議と設計調整により、まずはオーバーしないように取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 新たな産業団地の件、①誘致することによってのメリット、負担となることは何かのご質問にお答えいたします。

企業誘致の推進につきましては、浪江町復興計画【第三次】の基本方針の一つであります夢と希望のある産業と仕事づくりを実現す

るための施策となっており、この実現に向け、産業団地整備をはじめ様々な企業誘致活動を展開しているところでございます。

一般的に企業誘致の効果といたしましては、直接的な雇用を発生させることができるほか、税収が増加することや地域内の消費が活性化し、サービス業などへの波及効果など、地域活性化の手段として各自治体が推進していると認識しているところでございます。

当町におきましては、それらの効果に加え、町民の帰還促進や新たな移住・定住促進につながることや、福島イノベーションコースト構想と連携して新たな産業創出につなげること、全町避難で大きなダメージを受けた地域経済の再生が図られるなど、町の復興につながる観点からも企業誘致が重要であると考えているところでございます。

一方で、負担となることについてのご質問でございますが、特に負担ということではございませんが、その企業が町内に進出することで、浪江町にどのように波及効果が生まれるか。また、裨益性があるのか。町として見極めていかないところがございます。そのため、相手様の経営状況や進出目的、進出計画、さらには地域貢献で何ができるのかなど、何度も意見交換を行うなど、きめ細かな誘致活動を進めている状況にございます。

また、企業の受皿となる産業団地の整備がございしますが、これにつきましては、福島再生加速化交付金をはじめとする復興関連の財源を活用し、国・県等のご協力も得ながら、産業団地の整備を進めているところでございます。

また、企業立地に伴い、上下水道などの社会インフラ整備、従業員の居住環境整備や行政サービス提供などが必要になるものと考えており、各課や関係機関と連携、調整を進め、適切に対応しているところでございます。

さらに、企業立地の従業員確保が課題となっているところでございますが、国・県などと連携しながら、雇用支援、従業員確保に向けた取組を展開しているところでございます。

続いて、②番目、室原産業団地面積60ヘクタールのうち15ヘクタール先行整備の理由を伺いますというご質問にお答えいたします。

産業団地の整備につきましては、補助元である国の関係省庁に整備の目的や計画などを説明し、整備の必要性をご理解いただき、事業を進めているところでございます。

ご質問の室原地区につきましては、好条件な立地環境や企業の進出動向から非常に重要な拠点となり得るとのご理解を得ているところではございますが、間もなくR E 100産業団地が竣工すること、

また新たに川添東師内地内に産業団地を整備するタイミングであることから、まずは部分的に整備をはじめ、企業の進出動向を見て、拡大も可能な団地として整備していくことで協議をしているところでございます。

③川添東師内産業団地の国の買収と町の買収の違い、地権者にどのように説明され、単価はどのように違うのか伺いますというご質問にお答えいたします。

現在、（仮称）川添産業団地の基本計画を策定しているところでございますが、これと並行して調査区域内で地目が宅地である地権者様を中心に戸別訪問をし、事業説明と土地取得に向け売却のご意向を確認させていただいているところでございます。

土地取得の方針がまとめ次第、整備区域を確定してまいります。買収価格につきましては、対象地の不動産鑑定評価を実施し、その結果を基に買収価格を地権者様に提示していく予定となっております。

④になります。F－R E Iに隣接しているエリア9ヘクタール、このエリアにどのような施設が建設されるのかのご質問にお答えいたします。

昨年度実施しました産業団地適地調査において、このエリアの特徴、評価としては、1つは、F－R E I整備地に隣接しているエリア、2つ目として、浪江国際学園都市構想においてタウンセンターに位置づけられているエリア、3つとして、イノベ構想に基づく産業や研究機関等の立地が見込めるエリアとしており、このエリアに誘導すべき想定産業としては、情報通信業、学術開発研究機関、サービス業などが有望と考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 7、農業の件、（1）農業について、①浪江町として地域計画をどのように進めるかについてお答えいたします。

地域計画が策定された後の町の役割については、地域計画の進捗管理、計画変更への対応が主なものとなります。これまで計画策定において地域や担い手との協議に多くの時間をかけてまいりました。策定後も定期的に地域や担い手と協議する場を設けながら、その進捗について把握し、町として関係機関と連携し、必要なサポートを行ってまいります。

次に、②貸し借りの契約10年とされているが、10年は長すぎると思いますについてお答えいたします。

貸し借りの年数につきましては、短い契約を望む農地所有者がいる一方、長期間の契約を望む農地所有者が多くいらっしゃいます。農地を借りる担い手側にとっては、長期間の契約により経営計画を立てやすくなるメリットがあります。

町といたしましては、制度メリットのある10年の契約をお勧めしておりますが、短期間の契約を希望する農地所有者には、事情をお聞きしながら対応してまいります。

続きまして、③地域計画エリアについて何か所つくられるのか、また何年の計画で進められるのかについてお答えいたします。

地域計画は避難指示が解除された18地域で計画が進められており、今年度中に全ての地域で策定見込みです。この計画は、おおむね10年後の地域の営農の姿を表したものになっております。

続きまして、④貸手、借手が成立しない所、どのようにするのかについてお答えいたします。

貸手、借手の成立しない農地については、農地所有者が管理することとなります。耕作されない農地への担い手確保に向けては、引き続き農業委員会、関係機関と連携し取り組んでまいります。

続きまして、⑤地域集積協力金を受ける場合の条件についてお答えいたします。

地域計画が策定された地域を対象として、地域の農地を農地バンクに貸し付け、担い手へ農地集積、集約した成果に応じて、地域に協力金が交付されます。交付の要件は2つあり、1つ目は交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること、または同一の耕作者が耕作する1ヘクタール以上の団地面積が1割以上増加すること、2つ目として、6年以上の賃借契約が必要となります。

○議長（平本佳司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金山信一君） 農業者年金の加算付年金受給についてお答えいたします。

農業者年金の加算つき年金の受給につきましては、農地バンクを通した貸付けは、農業者年金の受給に影響しないものとなります。

また、後継者がサラリーマンなどの兼業の場合などは、加算付経営移譲年金となり、年金額が増額される場合があります。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 次に、経営転換協力金、贈与税、相続税の納税猶予が継続できるとあるが、簡単に説明願いますにお答えします。

経営転換協力金につきましては、農地バンクに農地を貸し付ける際に受けられる協力金で、農業部門の減少により経営転換する農業

者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者が対象で、所有農地全てを10年以上農地バンクに貸し付けることが要件となります。

贈与税の納税猶予につきましては、納税猶予の適用を受けている農業後継者が納税猶予を受けている農地を農地バンクへ特定貸付けを行った場合に引き続き納税猶予が継続されるものとなっております。

固定資産税につきましては、農地バンクに全ての農地を令和8年3月末までに10年以上貸し付けた場合に固定資産税が軽減されます。貸付け期間が10年以上の場合は3年間、固定資産税の課税標準価格が2分の1となります。貸付け期間が15年以上の場合は5年間、固定資産税の課税標準価格が2分の1となります。

いずれの制度も概要を説明させていただきました。実際は、人によって考慮すべき細かな要件もございます。今後、農地バンクへの貸付けが多くなることも想定されますので、農地所有者の皆様に対しては、適切に説明させていただきます。

次に、8番、農業施設の維持管理の件、（1）農業施設の維持管理について、①施設は町とどのように契約されているかについてお答えいたします。

現在契約している農業施設は、共同利用施設としてのカントリーエレベーターが2か所、育苗施設が1か所の合計3か所となります。いずれもプロポーザル方式で特定した運営事業者が無償の貸付け契約を行っております。

②公設民営されている中で、それぞれの負担をどのようにするのか伺いますについてお答えします。

まず、共同利用施設は公設民営の施設であり、施設整備は町が実施し、通常の管理、修繕を含む維持管理棟の費用は運営者が負担することとなっております。火災や地震に対応するための保険は運営者が加入しております。なお、大地震等の災害復旧の対象となる被害については、災害復旧に向けた補助事業も活用できる可能性があることから、運営者と協議しながら復旧を進めていくこととなります。

次に、棚塩地区のパイプライン揚水機場については、請戸川土地改良区の所有となりますが、光熱水費等の維持管理費については営農者が負担しており、軽微な修繕費用等は修繕積立金等を設け、利用者が負担するものと理解しております。その他の地区のパイプライン施設も同様の扱いと考えております。

将来的に大規模改修等で多額の事業費が発生する場合には、国等

の補助金を活用しながら、受益者負担を求めながら対応していくものと思われます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 再質問ございますか。

15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 15番。

何件か再質問をいたします。

Z E N大の誘致の件でありますけれども、進んでいないというふうなこともかもしれませんが、特定の場所にキャンパスを設けず、オンラインの授業を行うというふうなことであります。町としては負担は少ないと思いますので、これは新しい大学の経営ではないかというふうに思います。F－R E Iへの関係からも誘致すべきではないかというふうに思うところでございます。今後の対応をお伺いをいたします。

それから、少子高齢化の件でありますけれども、いろいろ新制度があるわけでありまして、よその市町村と比べて浪江町独自と言われる施策は何かお伺いしたいというふうに思います。

それで、私たちが町外から転入を勧めるときに、浪江町は移住者に対してよそと違った支援制度があるという目玉商品、言葉がいいかどうかは分かりませんが、そういうふうなことが必要だというふうに思います。例えば、出産祝い金は、他町村は5万円だが浪江町は倍の10万円だと、そういうふうなことが浪江町ではこういうふうによその町村とは違った、そういうふうな支援制度を設けているというふうなことを紹介して、浪江町へ来ていただきたいというふうに思います。

そういうふうな目玉商品といいますか、金額的に、例えば5万円を10万円にするというふうなことはできないのかというふうなことです。これは町長にお伺いしたいというふうに思います。

それから、復興予算、今後厳しくなってくるというふうに思います。国への陳情、県への陳情、これも大事なことでありますけれども、町民の心構えも大事だというふうに思います。町としても将来に対して厳しくなる予算対応をすべきだというふうに思います。

それから、答弁いただいたかもしれませんが、地域計画6年度中となっておりますけれども、18地区、令和6年度まではなかなか厳しいのではないかとこのように思いますけれども、その点をお聞きいたします。

最後に、農業施設の維持管理というふうな件でありますけれども、揚水機場、パイプラインの大規模の修繕となれば、これはやはり町

にお願いするというふうなことになるかもしれませんが、日頃の心構えとして、修繕のための費用、そういうふうなことをやはり費用を蓄えていくというふうなことが大事だというふうに思います。これは、地域集積協力金の使い方でありませけれども、農業施設、そういうふうな大規模改修に備えるべきだというふうに思います。町の考えをお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野榮重議員の再質問にお答えいたします。

出産祝い金の支援というような考え方で5万円から10万円、ただ、この総合的な支援というような視点でのご質問かと思いますので、総合的な視点でお答えさせていただきます。

私も町長に就任してから、子育て支援を含めたものの充実を常に考えてまいりました。オンラインの小児科の診療のサービス等含めた浪江の診療所の拡充を含めたものを総合的に今進めてきたところでもあります。今、紺野議員からお話がありました。出産支援金等も踏まえ、総合的に子育て支援の強化を今後検討してまいります。

よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） Z E N大学の誘致についての再質問にお答えいたします。

Z E N大学につきましては、幅広く自治体と連携しながらプログラムに取り組むというふうなことでされておりまして、現時点において把握している部分につきましては、山口県の長門市におきまして、I T技術を使いまして、スマート林業に取り組むというふうなことを自治体と連携しながら取り組むというふうなことをされておりまして、また、福島県の西会津町につきましても、既に連携協定を結んでおりまして、今後、米づくりなどの農業体験や過疎対策を考えるためのフィールドワークを実施しまして、集落の支援でありますとか、農業の担い手の解消につなげるというふうなことで、具体的な取組の下、連携協定を結んでいるところでございます。

現在、浪江町におきましては、震災からの復興に向けたプログラムの一環として、今後、浪江町で活動したいというふうなお言葉をいただいておりますので、今後、大学の具体的な考え、プログラムの内容等伺いながら、町としてどういうふうに関われるのかというのも具体的に考えながら、いずれ連携協定を結びながら大学の町内の活動に結びつけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 地域計画18地区の件についてお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたけれども、今年度末で18地区の地域計画は策定する見込みとなっております。

一方で、この内容でございますけれども、集積率は高いところで98%の地域がある一方、5%の地域もございます。地域計画は策定して終わりではなくて、今後も担い手への集積の話し合いを進め、その成果について計画変更の手続により反映していくこととしており、引き続き、計画の充実に町としても取り組んでまいります。

続きまして、農業施設の維持管理についての地域集積協力金との関係についてお答えいたします。

地域集積協力金は、農地バンクを活用して、農地の集積、集約化に取り組む地域に交付されます。協力金の使い道は、地域の話し合いによって決めていただくことになります。地域の状況に応じて農業機械の購入、鳥獣害対策などに活用できるなど、例が挙げられております。議員ご提案のパイプライン等の農業施設の維持管理費についても活用は可能と考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 再々質問ございますか。

15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 再々質問はありません。

私事でありますけれども、4月の選挙には出馬しませんので、今議会が最後というふうなことになります。吉田町長はじめ執行部の皆さんには大変お世話になりました。

今後とも健康に留意をされて、浪江町復興のためにご活躍をお願い申し上げます、どうもありがとうございました。

○議長（平本佳司君） 以上で15番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、10時45分まで休憩します。

（午前10時28分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時45分）

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

11番、渡邊泰彦君。

[11番 渡邊泰彦君登壇]

○11番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

方式は一問一答方式でよろしくをお願いします。

まず、質問の1番目なのですが、浪江町民のインセンティブについてということで、まず1番、原発事故による警戒区域からの避難者に対する高速道路の無料措置は、令和7年3月31日月曜日までとなっていますが、ふるさと帰還通行カードのシステムは今後どのように推移していくのですか。町の考え方をお尋ねします。

また、原発事故による避難指示区域に該当する方の医療機関における窓口の健康保険の一部負担金の免除期間については、有効期限は令和7年2月28日金曜日までとなっています。先日、半年間延長の通知が来たようでございますが、この制度は今後どのように検討するのか、町の考えをお伺いします。

さらに、政府の行政レビューにおいて、有識者は、終了期間は避難指示解除後10年を1つの目安として検討すべきという意見をまとめたようですが、今後これに対する町の対応をお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、まず私から、最初にふるさと帰還カードに関することについてお答えをいたします。

被災者に対する高速道路の無料措置につきましては、東日本高速道路株式会社ネクスコ東日本の支援により、現在も継続していただいております。次年度の取扱いにつきましては、現時点においてまだ方向性が示されておりませんが、町としましては、町民の帰町状況や帰還困難区域を抱えている現状などから、引き続き無料措置の延長は必要であると考えております。

システムがどう移行するのかにつきましては、一部の市町村については、ふるさと帰還カードの運用について利用区間ごとの登録を要するなど、変更がかけられておりますが、無料措置の期間延長や運用方法の決定についての裁量権は町にないため、町としましては、引き続き、無料措置の延長と現行と同様の運用を継続していただけるよう、国・県を通じて要望をしてまいります。

また、去年の通知が3月8日でありましたので、無料措置の通知が来ましたら、速やかにホームページ、メール等で周知をさせていただきます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 健康保険の一部負担金の免除期間についてのご質問にお答えいたします。

先ほど、町長からの行政報告にもございましたが、原発事故の特例措置による一部負担金等の免除措置が避難指示が解除された区域の上位所得世帯を除き、令和7年7月31日まで期間を延長することとなりまして、国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金等免除証明書は、2月下旬に対象者の方へ送付いたしました。

東日本大震災によります特例減免措置につきましては、避難指示解除から10年程度とされてございまして、令和5年度から、双葉郡の南のほうの地域から順次見直しが実施されているところでございます。

長期にわたる避難生活の中で、避難生活のストレスや環境の変化、十分な医療が受けられなかったことによる病気や体調の悪化が認められる方に対する支援が引き続き必要とされております。

今後、解除予定の区域につきましては、減免措置の見直しが未定となっておりますが、必要な方に支援が行き届くように、減免措置について既に解除された地域と同様に十分な猶予期間が設けられるよう、国に求めてまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 続きまして、政府の行政レビューについて避難指示解除後10年を1つの目安とするといった議論がなされていることについてのご質問にお答えいたします。

当町は、いまだ町の面積の8割が帰還困難区域であり、町内で生活される住民は震災前の1割程度、事業所の再開も2割程度にとどまっており、町の再生にはまだまだ険しい道のりが続くことが予想されます。

町が第2期復興・創生期間後も復興事業を継続的に推進していくためには、安定した財源の確保はもとより、国の復興支援制度の継続についても非常に重要であると考えておりますので、町としましては、引き続き、国の責務として復興財源の確保と復興支援制度の継続をするよう、議会及び福島県と連携しながら強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、各課長のほうからお答えいただきました。

まず、1番目の高速道路の無料措置であります。そもそもこれの目的というのは、震災に伴って、様々な困難を抱えながら生活の

再建に向けて努力され、また地域の復興・復旧に向けて尽力されている皆様にこれからも応援しますということで、こういった制度をつくったはずなんです。今、企画財政課長のほうからお話あったとおり、政府のレビューにおいては、1つの見解として、避難指示解除後から10年というのを終了のめどにしているということなんです。この条件とすると、被災された地域が産業復興が一定程度進捗した点というのを最初の前提につけているわけですね。それによって、10年たてば、もうこういったものは必要ないだろうということでレビューが行われたわけですが、この完了時期というのは、避難指示から10年というのが、例えば浪江町の場合は、全体が一気に解除されているわけではなくて、例えば避難指示解除されたのが9年、平成29年3月31日になります。そうすると、10年という区切りになると、令和9年度までになると。

例えば、特定復興再生拠点区域の場合は、令和5年3月31日で、それをまた10年と考えると、令和15年になると。これからまた解除するところが出てくれば、そこからまた10年とって、それは考え方としていいとは思いますが、1つの町で制度が3分割される、こういう現象というのはどうなんだと。

例えばこれにこじをつけたとすると、例えば避難指示を解除して、浪江に帰ってきた人に関してはいいんだろうけれども、まだまだ外に避難している人に対しては、それは避難指示解除で戻ったというふうにカウントするのかどうかとか、いろんな問題が出てくると思うんですよ。

私は基本的にはこの制度を続けろと言っているわけじゃないんですけれども、きちっと整合性の取れたものにするように、町としてはある程度のDXももちろんしなければいけないんだろうけれども、そういった使用状況とか使っている方、浪江からの住民票が離れた方、そういったものを緩和して、この対策に乗るべきではないのかなというふうに思っています。

その辺、課長がどういう考え方をしているかちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

産業の面からの話だったのかなというふうに受け止めますけれども、町全体が復興していくためには、やはり帰還困難区域もしっかりと復興に向けた道筋をつけていかないとというふうに我々思っております。特定復興再生拠点区域については、令和5年3月31日に解除されましたけれども、企業立地の動きが見られておりますけれ

ども、まだ具体的に立地した企業はございません。そういった意味からしますと、やはり平成29年3月31日に解除された地域がある程度復興を牽引していく必要があるというふうに思っていて、要は何を言いたいのかといいますと、帰還困難区域が復興を成し遂げるためには、やはり29年3月31日に解除されたところがある程度引っ張っていかないといけないというふうに我々は思っています。

ですので、いわゆる帰還困難区域が復興を成し遂げるときと町全体が復興を成し遂げるときというのは、我々としては同時だと思っているので、10年とかそういったところを切るのではなくて、しっかりと帰還困難区域が復興を成し遂げるときが町の復旧だというふうに思っておりますので、引き続き必要な制度はしっかり必要であるというふうなことを、期限を切るのではなくて、しっかりと制度の充実を我々としては求めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 副町長がお答えするとは思わなかったんですけども、今言ったように、制度を継続していくようにするんだ、努力するんだというお答えだと思うんですけども、例えば細かいことを言うと、国民健康保険の一部負担金免除の期間の説明の中には、平成26年度までに避難指示を解除された、浪江町は入っていないんですけれども、そこに関してはもう3月31日で終了というふうに書いてあるんですよ。もうこれ決まっているんですよ。

副町長がお答えしたので、副町長に問いますが、例えば政府で決めたものに関して、例えば現状はそうではないんですよと、ですので、これに関してはもうちょっと改善してくださいというふうに、当然町としては言うはずなんです。ただ、その一例として、もう既に26年度までに解除したところは、免除は終了したんですよ。例えばさっきちょっとお話したんですけども、例えば解除されても戻ってきていない人もいるし、要するにきちっと整備されていないところもあっても、これに関してはもうこういうふうに免除を終了しますよということが決まっているんですよ。

何を言いたいかというと、さっきも言いましたけれども、これを続けろというわけじゃなくて、本当に必要なのかというのをもちろん考えなければいけないと思うんですが、決め方とすると、こっちが要望を出します、国はもう決まっていますよというふうなものが多分ずっといくと思うんです。

ですので、先ほど企画財政課長に問うたのは、こういった1個の条件だけの町と、うちは3条件になってくるわけですよ。その辺

の整合性をきちっとやって、今決めておかないと、いつまでたってもただだとか、いつまでたっても援助をもらえるんだというふうな考え方になってくると、今まで避難指示解除してからいろんな特例が出ましたけれども、特例をつくるのは簡単なんです。こういうふうにやりますよと、じゃ、国は援助しますよと。じゃ、それをいつ止めるかというのは非常に難しいというのは、ずっと私、12年間議員をやっていて、止めるときが一番大変なんです。いろんな口論が起きてきて。

ですので、こういうふうに国のほうがレビューを出しているんだから、これに関して浪江は今どういう条件でいて、どういうふうな方法で分けていくのか、それとも一律にするのかという方向性を企画財政課のほうできっちり決めて、交渉に当たったほうがいいんじゃないですかというお話なんですけれども、副町長に問います。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

議員のご指摘もございまして、一応町といたしましては、いまだ8割が帰還困難区域であるというふうな町の厳しい状況でございまして、まず町全体が復興を成し遂げるためには、まだまだ今様々国が継続している支援制度については、我々としては必要だというふうに思っております。その中において、様々町としても、今後国が支援制度を縮小していくに当たっては、様々な戦略を取っていかなければならないというふうには思っております。

ただ、やはりそのベースにあるのは、やはり今ある制度をしっかりと今後も有効的に活用していくというふうなことが重要であるというふうに考えておりますので、企業立地補助金であるとか、そういった高速道路の無料化でありますとか、そういった様なところをしっかりと今後も活用しながら復興につなげていくような考えで、我々としては思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） なかなか質問のあれがあれなんですけれども、なかなか意を酌んでいただけないなと思うんですけれども、ちょっと時間もあれなんで、ちょっと次の質問に行きますけれども、町民のインセンティブの件に関して続くんですけれども、現在、浪江町、特に浪江に居住している人の優遇措置として、住宅用の除草剤の配布事業、指定ごみ7種類の配布事業、プレミアム商品券の販売事業、この3つが代表的な事業になってきていました。これは、住民にとって非常に生活に密着した事業になっていまして、このインセンテ

ィブについて、今後町はどのような考えをしているかということをお聞かせください。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

宅地用除草剤配布事業につきましては、令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用いたしまして、実施に至ったものでございます。

浪江町内の居住の有無にかかわらず、町内に宅地を所有している方に対し配布を行っているため、浪江町内に居住している方々へのインセンティブとは捉えてはございません。本年度は該当する財源がなく、一般財源での事業として町内にある宅地の雑草繁茂による鳥獣被害の防止、それから防犯、防火、併せて町内の環境美化によって移住や帰還意欲の醸成につなげることを目的に、申請された宅地所有者1,647人に対しまして除草活動の一部として除草剤の配布を行ったところでございます。

配布後の現地確認等で一定の効果は確認できているものの、町内の宅地の環境回復についてはまだ十分ではない等の声もいただいております。次年度も事業を実施すべく当初予算で予算計上しているところでございますが、これ以降の事業の継続の可否につきましては、町内の状況、それから事業効果、財源等様々な状況を踏まえ、判断したいと考えてございます。

次に、指定ごみ袋配布事業についてでございますけれども、平成30年4月から浪江町内では生活ごみの分別、収集方法が震災以前の方法に変更されることに伴い、帰還町民や移住者、そして居住者にごみの分別、収集方法を周知し、違反ごみをなくすことを目的に、ごみ袋と収集カレンダー、そしてごみ分別チラシの3点セットで配布を始めたわけでございます。

ごみの分別等への理解も一定程度進んできたことから、次年度以降は、ごみの分別等の周知が必要な新たな帰還町民や移住者に絞って配布を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） プレミアム付商品券事業についてお答えいたします。

プレミアム付商品券販売事業につきましては、平成29年度から被災12市町村を対象とした福島県事業再開帰還促進事業を財源として実施してまいりましたが、当該事業は市町村ごとに財源配分がされ

ており、浪江町においては、令和5年度までの7年間実施したところでございます。その後、令和5年度から今年度にかけては、国の物価高騰に伴う全国的な支援施策である物価高騰対策地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券事業で物価高騰対策を実施したところでございます。

プレミアム付商品券事業につきましては、再開事業者と帰還町民の双方を支援する事業として、大変有効な事業であると認識しているところでありますが、事業継続につきましては、財源確保は大きな課題であると考えております。そこで、町としては次期復興・創生期間においても事業再開帰還促進事業のような、町民、事業者双方に裨益する効果的な財源確保について、国・県に要望をさせていただいているところでございます。

議員おただしのとおり、非常に生活に密着した事業でございますので、引き続き財源確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、各課長のほうから詳しいご説明いただいたんですけれども、この事業そのもの、代表的なものを挙げたんですけれども、要は私が言いたいのは、浪江町に戻ってきました、もちろん移住もいいんですけれども、戻ってきたときのインセンティブの話なんです。町民の方々とお話すると、大体言われていることが、浪江町に戻ってきました、ちょっと病院が足りないよねと、ちょっと診療所だけではなかなか難しいよねと、買物をするときも、たくさんあるわけじゃないし、私からすれば、人口2,000人程度ではあの程度のスーパーで十分だというふうに思っているんですが、住んでいる方々は不便なところという認識の下にいるわけですね。津島のほうも解除になって、不便さは町内というか中心地にいるよりは相当苦労しているんだろうなというふうに思います。

その中で、例えば、除草に対しても、自分の庭を管理するにしても、昔みたいに草刈りができるような年齢じゃなくなったと、ある程度そういったものに頼りながら除草しなければいけないと、そういったことを町民の方々が言われるんですよ。

ですので、私が今お話ししたいのは、副町長に問うようになるかと思うんですが、浪江に戻ってきたときに、こういった、言葉がちょっと悪いんですけれども、なかなか不便なところに戻ってきていただいた町民に対して、やっぱりある程度のインセンティブはつけてやるべきだと思うんですよ。例えば、そのインセンティブがあるから浪江町に戻ってくるんだということにはならないかと思うん

ですが、そういった浪江に戻ってきた方に対するインセンティブ、要するにこういった利便性、こういったものがあるというものがやっぱりある程度そろえておかないと、なかなか大変なのかなと思うんですけれども、ちょっとその辺、戻ってきた方に対するインセンティブの考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

当然ながら、我々といたしましては多くの町民の方が一日も早く帰還できるよう様々な施策を展開していく必要があるというふうに思っております。そういう中におきまして、先般の1月の臨時会におきまして、住宅のほうの支援を県とタイアップしてというふうなことでありますけれども、させていただいたようなところでございます。また、平成29年3月31日の解除におきましては、水道料の減免をしたりとか様々な対応をしているところでありますけれども、町の財政的な面も限りがございます、ある程度様々なインセンティブを付与することで多くの町民の方に喜んでいただくような取組をしたいわけでありまして、ちょっと限界があるというふうなところも事実でございます。

今後、教育であるとか医療、介護といったところに力を入れていくことで、多くの方が浪江に戻ってもいいよというふうに思ってもらえるよう、そういった住民のサービス向上に努めていくことで、そういうところにつなげていきたいというのが今の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

その辺はちょっと後でまたお話ししたいと思いますが、それでは、次、3番に移りますけれども、昨年度まで町内事業再開事業者光熱水費補助金の制度がありましたが、今年度は、令和5年3月以前に町内で事業を再開した場合は補助対象外になりました。現在の社会情勢を鑑み、電気料金、ガソリン代の高騰、事業再開している事業者は、被災地ならではの地域的なハンディキャップもまだまだあり、運送料金のコストアップなどを抱えて、非常に厳しい状況になってきているというのが現状だと思いますが、この辺の対策について町の考え方をお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の社会情勢などによる物価高騰対策につきましては、

先ほどのような質問で答弁させていただいたとおり、国や県施策と連動しながら物価高騰対策の実施をしてまいりたいと考えております。

また、町内再開事業者等光熱費補助金につきましては、避難指示解除当初より町の生活環境を下支えする事業者の継続支援を目的に、復旧・復興基金を活用し、平成28年度から令和5年度までの8年間町内で事業活動を行う事業者に対し、光熱水費等に要する経費について補助を行ってまいりました。

今年度からは、企業誘致やF-R-E-I整備による居住人口増に対応すべく生活環境、買物環境などの受皿をしっかりと準備するためにも、光熱水費補助につきましては、新規事業者のスタートアップ支援として再整理をさせていただき、事業開始から1年間に限った補助制度としているところでございます。

議員おただしの既存事業者への光熱水費補助の再開についてでございますが、これまでも当該事業については国・県からの補助がない中で実施しているところでありまして、現在の町の財政状況を鑑みますと、再開には新たな財源確保が必要となつてございます。町としては、既存事業者の継続性ももちろん大切なことでございますので、様々な取組を国・県と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） この事業再開の光熱水費等の補助金に関しても何年間か続けてきて、当初、本当にこれが始まった頃というのは、浪江もまだまだ復興ができていない、何もない状況の中で補助したと。それが一定程度町が復興になってきて、こういう状況になったので、もういいのではないかというような考え方も入っているかと思うんですね。

もちろん財源の面もあるかと思うんですが、ただ、今回の場合は、やっぱりこういった諸経費、光熱費もありますしガソリンもありますし、運送料金も出てくると、こういったものというのは、最初の制度が始まったときというのはそういう状況はなかったんですよ。ただ、現状こういう状況になってきているので、その辺を再度見直すのも1つの方法なのかなと。それに対して財源をどうするかというようなことが出てきているかと思うんですが、やっぱり浪江町で事業を再開していただいて、途中で止めて、事業を縮小するとか廃止するとかということ自体は、浪江町はあってはならないことだと思うんですよ。

これから上を目指していくことに対して、先に事業を再開してい

たところがどんどん駄目になっていくような町の姿を見せるということは、なかなか将来に向けて、浪江町の発展に関しては非常にマイナスになってくるのかなと思いますので、ぜひ、この辺を今のやっている事業者さんの少し苦しい状況を鑑みながら、制度のほうも少し見直していただきたいと思うんですけれども、答弁をいただきます。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

このところの原油価格や物価高騰は、町内の中小企業に大きな影響を及ぼしていると認識しているところでございます。こうした中、町では、国の対策、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町内への消費を取り込むことにより、町内事業者への波及効果が期待できるプレミアム付商品券事業を実施することとしているところでございます。また、食材費の補助など、継続的に町独自の対策を実施しているところでありますが、町の財源には限りがあり、先ほどと同じ答弁になりますけれども、今後、教育や医療、介護、福祉施策などを強化していく必要があることなどを勘案しますと、光熱水費の制度の拡充は難しい状況にございます。

このため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充など、地方の実情に応じた物価高騰対策に取り組むことのできる財政支援について、双葉郡内の町村などとも連携しながら、国に要望してまいりたいと考えております。

他方、物価高対策は一過性のものではなく、持続的な対応が必要でありますことから、商工会や官民合同チームなどと連携しながら町内の事業者がそれぞれ抱える経営課題の把握に努めますとともに、事業者の課題解決に向けたきめ細かな支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

それでは、2番目の移住施策について、ご質問させていただきます。

先日、双葉地方町村議会研修会で、ふくしま12市町村移住支援センターの藤沢センター長の講演を拝聴いたしました。浪江町は、この12市町村移住支援センターとのこれまでの関わりとか協力体制はどのように行っていたのかお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

これまでの12市町村移住支援センターとの連携につきましては、年に2回、同センターから成果報告及び意見交換を行っておりますとともに、都内で同センターが主催する移住セミナーへの参加や認知拡大に向けたドラマの撮影の協力、モニターツアーに同行して町の説明等を行っております。

また、6月の一般質問で議員よりおたしをいただきました地域おこし協力隊の募集に関する民間の求人サイトの利用につきましても、12市町村移住支援センターにてサイト掲載料を負担する制度というものがございましたので、当町も7月から掲載をいたしまして、2月に1名の協力隊の隊員の採用に至ったところでございます。

引き続き、12市町村移住支援センターとの連携を密にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

その中で、藤沢センター長のほうから強くお話しになっていたことは、アウトリーチなんだと、すなわち、様々な形で必要なサービスの情報を届けること、定着支援には必要なポイントは攻めだと、攻めの窓口機能に移行するというふうにお話になっていました。

浪江の場合は、一般社団法人まちづくりなみえのほうにももちろん業務を委託をしているんですが、やっぱりこの町本体としてアウトリーチをする必要がそろそろ出てきていると。なぜかという、いろんな町で同じようなことをやっているんでは、やっぱり条件が整ってきたところになかななくなるんです。ということは、浪江は余り言いたくないですけども、ある程度のハンディキャップは持っているかと思うので、その辺やっぱり攻めの窓口業務をしていくべきだと思うんですが、その辺、課長として何か対策を考えているのかお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

移住に関しましては、複数の議員の方から、特に浪江町が目玉の移住政策とか、そういったもののご質問もいただいているところであります。議員おたしのとおり、攻めの移住政策というのは、姿勢としては持っておくということは非常に重要なことだと思っております。

しっかりと他町村の事例なども参考にして、それを模倣するだけではなくて、浪江町独自の移住施策をつくり上げるような考えで、今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと少し深くやりたいと思うんですけども、12市町村への移住者は年々増加しているという報告を受けています。令和2年度は213人から昨年度は839人と移住者が増えています。講演の中で、センター長のほうから4つの提言がなされていて、さっき言ったアウトリーチなんですけれども、移住者が求める情報の発信を強化しなさいよと。定着したら、その支援を進めなさいよと。縦と横の広域連携を強化しろと。移住体制の強化と、この4点の提言がありました。

当然、これ課長もこれ見ていると思うんですが、担当課として、この内容は当然把握していると思うんですが、これを真摯に受け止めて、この一つ一つの対策を講じるべきと思いますが、その辺、課長の考えをお答えをお願いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

議員からご質問のありました4つの提言につきましては、12市町村移住支援センターへの問合せをさせていただきましたところ、次年度に開催を予定しております意見交換の際に具体的なお説明をしたいということで、回答をいただいております。

提言の詳細やそれに対する意見交換などは4月以降となる見込みとなりますが、ご説明を受けた際には、その提案内容を当町の移住施策につなげられるように検討してまいりたいと考えております。具体的な提案と意見交換はこれからなんです、資料のほう事前に見せていただいて、一般論とはなりますが、その4つの提言についての受け止めについてをお答えをしたいと思います。

1つ目の情報発信につきましては、町のホームページや移住相談窓口のホームページにおいて、移住施策に関する補助制度等を発信するほか、移住フェアなどに出展する際に、町全体の概要をご理解いただけるような動画など、そういった分かりやすいものを用いて、引き続き情報発信というものに取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の定着支援につきましては、移住者交流会を毎年開催しておりますが、参加者が固定しているというような傾向がございます。移住者の方が集まりやすい場所づくりを町内の各団体と協力しながら、そういった場づくりというのを進めていきたいと考えております。

3つ目の広域連携につきましては、近隣市町村や企業との連携に

つきまして、福島県などに協力をいただきながら、移住政策を効率的に実施するために、連携できることにつきましてはしっかりと連携を進めてまいりたいと考えております。

4つ目の体制の強化につきましては、当課そして移住相談窓口のほか、町内で活動している各種団体などとも連携をさせていただきまして、移住施策、そして定住支援の体制の拡充を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

浪江町に移住した方々がふれあいセンターのコーヒータイム、あそここのところで1週間に1回ぐらい集まって、いろんな意見交換をしています。そういったところに町も飛び込んでいただいて、新たな移住者をつくる場合に、今まで移住していただいた方々の意見をやっぱりある程度把握しておいて、何が足りないのか、何がよかったのかということも把握するべきだと思うので、そういった、縦の関係にはなってしまうんですけども、その辺の情報収集も、3番目でもう一回話しますけれども、その辺も大変必要なのかと思うんです。

移住したいという方よりも移住した方の意見ということのもかなり重要になってくるかと思うんですね。その辺はちょっと努力していただきたいなということで、縦横の連携でいえば、例えば浪江町は今浜通り全体でいえば、イノベーション・コースト構想もあるし、F－R E I も出てくると。そうすると、ここの12市町村の中の横の関係ということになってくると、やっぱりイノベーション・コーストでいろいろなところがやっている、まして今、浪江町が中心としてF－R E I を誘致している、そういった魅力もどんどん発信することによって、やっぱり移住者にインパクトを与えるということもあるので、その辺は縦横の体制はきっちり取っていただきたい。

3番目の移住・定住支援において、一般社団法人まちづくりなみえに業務委託をしていますが、ちょっと今年度の成果について、どのような結果が出ているのかということをお尋ねします。

それと併せて、一般社団法人まちづくりなみえが、このふくしま12市町村移住支援センターをどのように利用しているのか、どんなふうに把握しているのかというのが分かれば教えてください。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

当町の移住相談窓口業務に当たりましては、議員おただしのお

り、一般社団法人まちづくりなみえへ委託しているところでございます。今年度の成果といたしましては、令和6年度1月末時点で、移住相談窓口への相談が147件、また、都内で開催した移住フェアへ2回出展しているほか、移住者交流会を2回開催しております。

このような取組の結果としまして、1月末時点での今年度の移住者の総数は99人となっております。移住に関する個別の相談に一つ一つお答えするとともに、お求めに応じて町内のご案内も行うなど、相談から移住まで寄り添った対応をすることにより、移住の推進につながっているものと評価をしているところでございます。

また、移住相談窓口業務と12市町村移住支援センターとの連携につきましては、同センターが主催する移住施策研修会に参加し、他町村の事例等を学ぶとともに、移住相談の際に、同センターにて受け付けしております補助事業のご案内や、必要に応じて速やかに相談者とセンターをおつなぎするなどの対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

一応今の課長のお話のとおり、連携はしているんだということが分かったのでよかったと思うんですが、1つ、これはちょっと提案になってしまうんですけども、12市町村移住支援センターのセンター長の藤沢センター長は、一般社団法人RCFを設立していて、その代表をやっているんですね。RCFというのは、これを見るとリバリュー・アズ・コーディネーター・フォア・ザ・フューチャー、すなわち社会の課題から未来の価値をつくる社会コーディネーター事業をやっているわけですね。

そこのいろんなものを調べてみると、まず、問題を社会化する、その後、問題を事業化する、次に、それを制度化して、具体的に移住につなげていると、簡単にいえばこういったシステムなんですけれども、一般社団法人RCFとの連携も視野に入れることは、移住政策には非常に必要なのかと思います。その中で特に重視されているのが、問題を事業化するというところなんです、これによって、新規就農者の支援になっていたり、あとはブランド戦略の策定、実行、こういったところまで移住者に対して面倒を見る、面倒を見るというか提案していった、それを実現している会社がこのRCFなんですよ。

日本全国に各例が出ていて、当然多分これ、お金がかかることなんです、実は。無料ではないんですよ。ただ、そのほうも相当

な成果を上げている実情があるので、今、浪江町の現状で、さっき農林水産課長のほうから農業のお話がいろいろ出たんですけれども、そういったもので担い手とかそういったものを移住者から募って、相当成功例を挙げているので、その辺、お金のかかることなので、よく調べていただいて、できれば、町本体が動くのではなくて、委託しているまちづくりなみえのほうの窓口のほうの1つの戦略としていろいろ考えていって実現していけば、よりほかとの差が出て、浪江町のアイデンティティーがぐっと出てくるような気がするんで、ちょっとその辺をご提案申し上げますので、検討してください。お答えは結構です。

時間もだんだん押されてきたので、3番目の質問に入っていきますけれども、これが一番今日のあれなんですけれども、浪江西側地区整備計画についてちょっとお尋ねします。

現在、浪江駅周辺ではF－R E I施設整備事業、浪江町駅周辺整備事業、川添産業団地の整備事業、公民連携まちづくりエリアの整備事業、4つの事業が計画されています。先日、全員協議会でF－R E I側と市街地整備課からいろんな説明を受けました。国・県・町それぞれの立場で計画を進めていると思いますが、各事業がそれぞれ縦横の連携を考え、相乗効果を生み、ちょっといい意味でハレーションというんですが、反感もあるんですが、ハレーション効果を生み出し、全ての事業が成功することが大切だと思っています。

浪江町は具体的にこの4つのものに対してどのような関連、要するに連携を想定しているかをお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 渡邊泰彦議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員のおただしのとおり、それぞれの事業が主体的に連携して相乗効果を生み出すことが重要かと思っています。先ほどから様々な分野でご質問いただきましたが、当町の復興にあっては、今、これらについてご質問いただいたことが一定程度大きく牽引をして施策展開を図ることによって、復興が前に大きく進んでいく、そして住みやすい当町が出来上がっていくものと思っています。

そのため、昨年度より駅周辺のまちづくりに関して、国・県、F－R E I、町の4者による事務レベルの連絡調整の場を定期的に持つなど、それぞれの事業課における連携を図って今進めているところであります。

また、浪江駅からF－R E Iまでの歩行者動線の検討や浪江駅西側地区整備計画案の内容調整等を図るとともに、F－R E Iをはじ

めとした駅周辺の中心市街地へのアクセス道路の検討や将来的な需要を踏まえた上下水道の接続について、復興庁と随時協議を継続的に進めているところであります。

さらに、これら4つの事業を連携していくための具体的な取組としては、F－R E I敷地内にF－R E Iで働く人々とF－R E Iを訪れる人々、町民が交流できるようなオープンスペースとして連携交流ゾーンを整備されることとしており、ふれあい交流センターなどの既存施設との相乗効果も期待しているところであります。今後は浪江駅周辺整備事業に整備される機能とその調整はもとより川添産業団地、公民連携まちづくりエリアとの動線の検討と相互に重複しない役割を持ち、効果が高められるよう、浪江西地区の整備を進め、F－R E Iからの人の流れを中心市街地に回遊させることで駅の東西エリアの活性化を図ってまいる考えであります。

繰り返しになりますが、これらの4つの事業が連携することで、当町の復興が前に進むと、先ほどお話しさせていただきました。どうかこれらは重要として我々位置づけを当然しておりますし、議会であっても位置づけされると思っております。これらについて、議会含めて、今後、協議を進めながらこの事業を完遂していく思いでありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

今、町長がおっしゃったとおりだと私も思っているんですが、その中で、アクセスの話がちょっと出ました。この各ゾーンですね。中心市街地のスーパーができる、住宅ができる、そういったところとF－R E Iのゾーンができる、その後に工業団地ができる、さらには公民連携まちづくりエリア、ここのところにどうしても鉄道が1本挟んでいるという、アクセス的には非常になかなか厳しい。要するに、よくいう駅の西側と東側で全然開発の差が出ているところがたくさんあるんですね。例えば西側だったら西側が非常に栄えているんだけど、アクセスによって東側がなかなか発展できないと。そうなってくると、なかなかこれ難しいと思うので、やっぱりアクセスだと思うんですよ。たまたま今回駅も改装されるし、それに併せて周辺道路もきっちり整備して、非常に各施設にアクセスのいいものになってくることによって、非常に回流というか交流が非常にできるようになるので、その辺はもうちょっと力を入れてやっていていただきたいということです。

この4つの計画は、浪江町の復興事業としてほとんど最終段階に

なるような大事業だなというふうに思っています。計画が認可され、予算が獲得できれば、あとは事業がより効果的に、より町により効果が出る方向に持っていけば、持続可能なまちづくりに貢献できると思っていますが、今、町長のほうから詳しいお話が出たので、2番目の回答は結構です。

次、3番目なのですが、各事業をスムーズに完了することは復興の加速化につながります。建設業界は資材と人件費の高騰や物流と材料のコストアップなど、厳しい現状が続いています。予算や工期も当初の計画よりもかなり膨らむというふうに想定されています。この件に関しては、10番議員からも非常に心配の声をいただいているところだと思うんですが、厳しい局面が出てくるのかなと、交渉過程においては。関係課、要するに相手方ですね。相手方と町が信頼関係と協力関係を維持することが大変重要だと思いますが、その辺のつなぎというんですか、そういったものをどのように考えているかお答えください。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

浪江駅周辺整備事業におきましては、建築資材の高騰や働き方改革による人件費の上昇などにより、当初の予算計画や整備計画を見直さざるを得ない状況となっております。今般の社会経済情勢を鑑みますと、今後の事業実施におきましても同じような状況が続くことが想定され、物価の高騰は復興を進めるための新たな、そして大きな課題であると重く受け止めております。

このような状況を踏まえ、今後の工事発注に当たりましては、積算の精査を行うことを基本とし、さらなるコストダウンに努めるとともに、例えば浪江駅周辺整備事業におきましては、商業施設や交流施設の整備を一括発注することにより、経費の節減や工期の短縮につなげるなど、引き続き職員一丸となって知恵を絞りながら整備費の縮減に向けた戦略を練ってまいりたいと考えております。

また、施設の整備を円滑に進める上においては、議員ご指摘のとおり、国や県との信頼関係、協力関係が重要でありますことから、関係省庁や県の幹部を定期的に訪問し、町の現状と課題、変化についてタイムリーに説明、共有するとともに、実際に国や県の方々に町を訪問していただき、町のビジョンや実情を知っていただく機会を設けるなど、関係の構築に取り組んでいるところであります。

引き続き、私が中心となり、国・県とのパイプ役として積極的に協議調整を進め、国・県との信頼関係、協力関係を築いてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） やっぱりその関係性において、理解していただくというのは一番だと思うんですが、コストダウンに関して、ちょっと今、副町長のほうからお言葉をいただいたので、ちょっとその件に関して、実は、浪江駅周辺で隈研吾先生のデザインということで、木をふんだんに使ったすばらしいデザインがあるんですが、実はこの件に関して、群馬県の富岡市の市役所で、やっぱり軒裏の金物がさびて、さびが発生して塗装が剥がれてしまって修復が必要になってきたと。これは築7年ぐらい。総工費は20億円程度なんですけれども、それともう一点、茨城県的那珂川市という美術館で、これは築25年で、総工費が12億なんですけど、建物全体を覆うルーバーが老朽化したと。それによって雨漏りも起きて、その補修費がこれから何億となるというような現状が実は起きていまして、だから悪いんだということではなくて、木材というのはそういうものなんですよ。

前、市街地整備課長のほうにお願いしたんですけれども、塗装の問題がありますよねと。この辺の研究はきちっとやってくださいねとお願いはしていたんですけれども、この両方の原因は何かということ、木を守るための保護塗料、要するにその性能が低かったということが原因だと分かっているんですよ。そういうことなので、質問からすると離れてしまう、議長が止めろと言え止めますけれども、保護塗料の研究というのは、コストダウンのためには多分このコストアップになってくるかと思うんです。その辺今どんなふうな状況なのかちょっと教えてもらえますか。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

確かに、いい塗料を使えば当然コストはアップしてきますが、維持管理に関しては長年もつということで、今のところ、駐車場で暴露試験をしておりますが、一番いい塗料を使いながら維持管理費を下げていく方向で考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、保護塗料の話をちょっとしたんですけれども、ちょっと隈研吾さんのほうで、想定していた保護塗料の耐久性、それがちょっと想定外だったということをやったので、ちょっと気になったので質問しましたけれども、基本的には木材を使っているんで、これはメンテというのが必ず必要なんです

ね。ですから、その辺の研究を、せっかく今何年間もやっているんで、その辺を生かしながら、今言ったように、維持管理費の削減になるようなもので、たとえ今回の工事でちょっとコストアップになったとしても、いずれは下がってくるというような経費削減になってくるようなこともあれば、どんどんやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（平本佳司君） ただいまのは要望という形でよろしいですね。

○11番（渡邊泰彦君） 意見です。

○議長（平本佳司君） 意見ですね。

以上で11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、昼食のため13時00分まで休憩します。
(午前 1 1 時 4 3 分)

○議長（平本佳司君） 再開します。
(午後 1 時 0 0 分)

◎議案第2号から諮問第1号の一括上程、説明

○議長（平本佳司君） お諮りします。日程第6、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第39、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまで一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第2号から日程第39、諮問第1号まで一括議題といたします。

日程第6、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律等の施行により、禁錮及び懲役を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案集 7 ページ、議案第 2 号資料をご覧ください。

2、主な改正の内容でございます。次に記載する関係条例において、禁錮、懲役と規定されているものを拘禁刑に改めるものでございます。

関係条例 1、浪江町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例、2、浪江町表彰条例、3、浪江町行政不服審査会条例、4、浪江町個人情報保護に関する法律施行条例、5、浪江町情報公開個人情報保護審査会条例、6、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例が対象でございます。

施行期日につきましては、この条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行するものとなっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第 7、議案第 3 号 東日本大震災等による被災者に対する令和 7 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第 3 号 東日本大震災等による被災者に対する令和 7 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき令和 7 年度の国民健康保険税及び介護保険料を減免するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第 3 号資料によりご説明いたします。

14 ページをお開きください。

第 2 条は、用語の定義でございます。本条例においての用語の意義を規定したものでございます。

続きまして、第 3 条は、国民健康保険税の減免についてでございます。第 1 項第 1 号等では、1 つ目として浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が、令和 6 年 3 月 31 日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた場合、国民健康保険税の全額を免除するものでございます。

2つ目として、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が、平成29年1月1日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた場合は、世帯主が属する世帯の被保険者の基準所得の合算額が600万円を超える世帯を除き世帯主に対して課せる国民健康保険税の全額を免除するとしたものでございます。

次に、第1項第2号等では、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が、平成28年1月1日から平成28年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた場合は、世帯主が属する世帯の被保険者の基準所得の合算額が600万円を超える世帯を除き、世帯主に対して課する国民健康保険税の2分の1を免除するとしたものでございます。

続きまして、15ページをお開きください。

第4条は、介護保険料の減免でございます。第1項第1号は、1つ目といたしまして、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者65歳以上で、令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた被災者の場合、介護保険料の減免を免除するものとしたものでございます。

2つ目といたしまして、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で、平成29年1月1日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた被災者の場合は、被保険者個人の合計所得金額が633万円以上の者を除き、介護保険料の全額を免除するとしたものでございます。

第1項第2号は、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で、平成28年1月1日から平成28年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた被災者の場合は、被保険者個人の合計所得金額が633万円以上の者を除き、介護保険料の2分の1を免除するとしたものでございます。

第5条は、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしたものでございます。

最後に、施行期日でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第4号 浪江町景観条例の制定についてを議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第4号 浪江町景観条例の制定について、

ご説明をいたします。

本案は、景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し、必要な事項を定め、本町の良好な景観の形成を図り、次代へ引き継いでいくための条例を制定するものであります。

詳細については、市街地整備課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、議案第4号資料にて説明いたします。

24ページをお開きください。

1、制定の趣旨、景観法（平成16年法律第110号）に基づき良好な町の景観形成に関する基本的な事項等を定めるため、条例の制定を行うものでございます。

2、主な制定内容、本町が誇るふるさと浪江の景観を継承しつつ復興により整備される新たな都市景観との調和を図りながら、本町の価値を将来にわたって育み、高めていく景観づくりを進めるため、条例を制定し、以下の事項を定めるものでございます。

第1条、目的、本町が有する自然、歴史、文化等の地域の特性を調和した景観をつくり、育て、守ることにより、町民の生活の向上と地域の活性化に資する良好な景観を次代へ引き継いでいくことを目的とします。

第2条、定義、本条例で使用する用語の定義を規定いたします。

第3条、町の責務、良好な景観の形成を推進するための町の責務を規定します。

第4条、町民の責務、良好な景観の形成に努めるための町民の責務を規定します。

第5条、事業者の責務、地域の特性に応じた景観の形成を図るための事業者の責務を規定します。

第6条、策定等の手続、町が景観計画を策定するための手続を規定します。

第7条、提案等行うことができる団体、景観計画の策定、または変更を町に提案できる団体を規定します。

25ページをお開きください。

第8条、景観形成重点地区の指定、景観計画区域の特に重点的に取り組む必要があると認める地区を景観形成重点地区と指定することができる旨、規定します。

第9条、届出を要する行為、景観計画区域において、届出を要する行為について、景観法で定める行為のほか、条例で定める行為を規定いたします。

第10条、行為と届出、行為の届出に係る手続について、規則で定めることを規定します。

第11条、適用除外行為、景観計画区域における行為の手続を要しない行為について、景観法で定める行為以外のものを規定いたします。

第12条、公表、景観計画に定める行為の制限に適合しないと認め、必要な措置を取ることの勧告に従わないとき、当該勧告の内容の公表とその手続を規定します。

第13条、特定届出対象行為、景観計画で定められた景観意匠の制限に適合しない場合、当該制限に適合させるよう変更命令等を行うことができる行為を規定いたします。

第14条、変更命令等の手続、設計変更等の措置を命じようとするときには、必要に応じ景観審議会の意見を聞くことができる旨、規定いたします。

第15条、行為の完了の届出、景観計画区域における行為の届出をした者が当該届出に係る行為を完了した際の完了届について規定いたします。

第16条、指定または指定の解除、景観重要建造物、または景観重要樹木の指定または指定の解除等の手続について規定いたします。

第17条、届出、景観重要建造物等の所有者等に係る氏名、または住所の変更及び建造物の滅失等の届けについて規定いたします。

第18条、管理の方法の基準、景観重要建造物及び景観重要樹木に係る管理の方法の基準を規定いたします。

26ページをお開きください。

第19条、景観まちづくり住民協定の締結、景観計画区域内に存する土地、建物等の所有者等は、住民相互の景観の形成に関する協定を策定し、締結することができることを規定します。

第20条、景観まちづくり住民協定の認定、住民協定の認定等に係る手続等を規定します。

第21条、景観まちづくり住民団体の認定、住民団体の認定等に係る手続等を規定します。

第22条、表彰、景観の形成に貢献した者を表彰することができることを規定いたします。

第23条、景観の形成に係る助成等、景観の形成のために必要と認められる行為に対し、技術的援助、または費用の一部を助成することができることを規定します。

第24条、審議会の設置、景観審議会の設置及び役割等を規定します。

第25条、委任、この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることを規定します。

3、附則、（1）施行期日、この条例は公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（2）特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、景観審議会委員の報酬を規定します。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第5号 浪江町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第5号 浪江町手話言語条例の制定についてご説明をいたします。

本案は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町民に手話及び聾者に対する理解の促進を図り、もって聾者及び聾者以外の者が共生できることのできる社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案第5号資料によりご説明いたします。

議案集29ページをお開きください。

2、主な内容でございます。

第2条では、ろう者、手話の普及等について定義してございます。

第3条では、手話の普及等は手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行う。手話はろう者にとって、情報の取得、意思の表示及び他者との意思疎通を図る手段として、必要な言語であるとの認識の下に行う。ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、当該権利は尊重されなければならないことを本理念として行わなければならないこととしてございます。

第4条では、町の責務について規定してございます。

30ページをお開きください。

第5条では、町民の役割、第6条では、事業者の役割について規定してございます。

第7条では、手話への理解及び手話の普及に関する施策、手話に

よる情報発信及び情報取得に関する施策、手話による意思疎通支援に関する施策等を推進して行うものとしてございます。

第8条では、手話を学ぶ機会の確保について規定してございます。

第9条では、財政上の措置について規定してございます。

3、施行期日でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第6号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第6号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案第6号、資料によりご説明いたします。議案書32ページをお開きください。

1、改正の趣旨です。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営（公費による選挙費用の負担）の対象の拡大等がなされたことから、浪江町議会議員選挙及び浪江町長選挙においても同様の取扱いとするための所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容、選挙運動用自動車の使用の公営、選挙運動用ビラの作成の公営、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る支払限度額を引き上げるものでございます。金額の詳細につきましては、新旧対照表をご確認ください。

3、施行期日です。この条例は公布の日から施行するものです。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第7号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第7号 浪江町行政手続における特定個人

を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の用途に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案第7号を資料によりご説明申し上げます。

議案集36ページをお開きください。

2、主な改正内容です。法改正による条項ずれを改めるものです。

3、施行期日、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案第8号資料によりご説明をいたします。39ページをお開きください。

2の主な改正内容です。第1条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正です。

第8条の改正では、特定任期付職員業績手当を廃止するものです。

第9条の改正では、特定任期付職員に新たに勤勉手当を支給し、6月期及び12月期の支給割合を100分の87.5とするものです。

第2条、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正です。第2条の改正です。改正規定中の支給割合を100分の165から100分の95に改正するものです。

3、施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第9号 職員の勤務時間、休暇

等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案第9号を資料によりご説明をいたします。

45ページをお開きください。

2、主な改正内容です。第8条の4の改正、第2項改正においては、時間外勤務の免除を請求することができる職員の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の開始に達するまでの子に拡大するもの。

第4項改正においては、第8条の4第2項の規定に、要介護者を介護する職員についても準用するための読替規定を追加するものです。

第17条の2の追加です。介護離職防止のため、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、介護両立支援制度等、介護休暇、介護時間、早出、遅出出勤の実施、超過勤務をさせない等の当該条例に規定されている事項の請求等に係る意向確認のための面談等を実施するとともに、職員が満40歳に達する年度において、介護両立支援制度等に関する情報提供を行うものです。

第17条の3の追加です。介護両立支援制度等の請求等をしやすい勤務環境の整備に関する措置について定めたものです。

3、施行期日、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等、育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

であります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案第10号を資料によりご説明をいたします。

議案集50ページをお開きください。

2、主な改正内容です。非常勤職員に対し、介護するための時間についても規定の範囲内で部分休業の承認を受けることができるものとするものです。

3、施行期日、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案第11号を資料によりご説明をいたします。

64ページをお開きください。

2、主な改正内容です。第1条、職員の給与に関する条例の一部改正です。

第10条の改正及び改正附則第4条の新設で、こちらは扶養手当になります。配偶者及び子に係る扶養手当の手当額を下記のとおり改正するものです。まず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは、扶養の対象者であります。配偶者につきましては現在6,500円のを3,000円に、続いて満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子につきましては、扶養手当は現在1万円から1万1,500円に改正するものです。

続きまして、下の表です。令和8年4月1日からは、改正後ですけれども、配偶者が3,000円のところ、4月1日からは支給額がゼロになります。また、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までのある子に関しましては、1万1,500円を1万3,000円に改正するも

のでございます。

次のページをお開きください。

第11条の3の改正、こちらは住居手当でございます。配偶者が居住するための住宅を借り受けた場合に支給する住宅手当について、配偶者を配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）に改正するものです。

第12条の改正、こちらは通勤手当でございます。交通機関等を利用者、交通機関等と自動車等の併用者を含むの通勤手当について、全額支給限度額を6万4,000円から15万円に改正するものです。

続いて、第12条の2の改正、こちら単身赴任手当です。新たに給与表の適用を受ける職員となったものに単身赴任手当を支給するため、改正するものです。

第19条の2の改正、こちらは管理職特別勤務手当です。平日、深夜に係る管理職特別勤務手当の支給対象時間帯を午前0時から午前5時までの間から、午後10時から午前5時までの間に改正するものです。

また、別表第1及び別表第1の2の改正、こちらは給料表でございます。給料表について号給構成を改めるとともに、給料月額を改正するものでございます。

3、施行期日は、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第12号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第12号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第12号を資料によりご説明をいたします。

議案書92ページをお開きください。

2、主な改正内容ですが、第6条の改正は、保育内容支援に係る

連携協力について、町長が家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、要件を全て満たすときに当該連携施設を確保しないことができるとする。代替保育に係る連携協力について、町長が家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、要件のいずれかを満たすときに、当該連携施設を確保しないことができるのと改正するものでございますが、家庭的保育事業者等は規模の小さい保育事業者であり、保育内容等を担保するため、連携施設の確保が求められているところ、困難な場合にその要件を緩和する改正でございます。

なお、これらの事業を運営する事業者は、現時点で町内にはございません。

続きまして、第29条の改正は、小規模保育事業A型について、第11条の改正は、小規模保育事業B型について、次ページをお開きいただきまして、第44条の改正は、保育所型事業所内保育事業所について、第47条の改正は、小規模型事業所内保育事業所について、いずれも満3歳以上満4歳に満たない児童に対する保育士の基準を20人につき1人から15人につき1人にする。また、満4歳以上の児童に対する保育士の基準を30人につき1人から25人につき1人とするものでございまして、これらの改正は、安心して子供を預けられる体制整備のため、保育士の配置基準を改善するものです。

なお、これらの事業を運営する事業者は、現時点で町内にはございません。

続きまして、附則第3条の改正は、家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を整備法の施行の日から起算して15年を経過する日令和12年3月31日まで延長するものでございまして、連携施設の確保が困難な実態を踏まえ、経過措置期間を10年から15年に延長するものでございます。

附則による経過措置でございますが、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は適用せず、改正前の規定が効力を有するとするものでございまして、保育の提供に影響がある場合は、当分の間、従前の保育士配置基準を適用するものでございます。

3、施行期日につきまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第13号 浪江町特定教育・保育

施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第13号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第13号を資料によりご説明いたします。

議案書105ページをお開きください。

2、主な改正内容でございますが、第23条の改正は、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担額、その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとしたものでございまして、特定教育・保育施設には浪江にじいりこども園が該当いたしますが、この重要事項について、インターネットにおいても閲覧できるものと実態に即し、改正するものでございます。

次に、第42条の改正は、保育内容支援に係る連携協力について、町長が特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、要件を全て満たすときに、当該連携施設を確保しないことができることにすること。代替保育に係る連携保育について、町長が特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、要件のいずれかを満たすときに当該連携施設を確保しないことができることにすることと改正するものでございますが、特定地域型保育事業所は、規模の小さい保育事業者であり、保育内容等を担保するため、連携施設の確保が求められているところ、困難な場合にその要件を緩和する改正でございます。

なお、これらの事業を運営する事業者は、現時点で町内にはございません。

次に、第53条の改正は、特定教育・保育施設が書面等の交付、または提出をするに当たって、当該書面が電磁的記録により作成されている場合に、電子情報処理組織等を使用して提供できる方法につ

いて、電磁的記録媒体と改正するものでございますが、磁気ディスクＣＤ－ＲＯＭのみならず、ＤＶＤ等も含め広範囲に網羅するため、電磁的記録媒体と改正するものでございます。

附則第５条の改正につきましては、次ページをご覧ください。

特定地域型保育事業所が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を整備法の施行の日から起算して15年を経過する日、令和12年３月31日まで延長するものでございますが、連携施設の確保が困難な実態を踏まえ、経過措置期間を10年から15年に延長するものでございます。

その他の条の改正につきましては、引用条文の改正に伴う条ずれ及び項ずれの修正並びに文言を修正するものでございます。

３、施行の期日でございますが、この条例は令和７年４月１日から施行する。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第14号 工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第14号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、春卯野ため池環境保全整備工事（再対策）について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は１億8,480万円ですが、2,617万1,200円を増額し、２億1,097万1,200円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

議案集128ページをお開きください。

１、契約の目的、春卯野ため池環境保全整備工事（再対策）。

２、施工箇所、浪江町大字立野字春卯野地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、変更前１億8,480万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,680万円。変更後２億1,097万1,200円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,917万9,200円。

５、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地、双葉グリーン土木株式会社、代表取締役、室原泰仁。

６、工期、令和６年６月12日から令和７年３月21日です。

次のページ、議案第14号資料1をご覧ください。

変更理由でございます。本契約締結後の令和6年10月21日付で、福島県からため池放射性物質対策工事施工に係る留意点についてが通知され、対策深度は詳細調査で放射性物質が確認された最深部まで変更することとなりました。そのため、県通知日以降で対応が可能な施工範囲の対策深度を変更いたします。

また、無機系凝集剤及び対候性大型土のうについて施工実績により数量を変更します。内訳については変更内容のとおりとなります。

次に、130ページ議案第14号資料2をご覧ください。

春卯野ため池の平面図となります。対策深度の変更箇所について説明します。

当初設計では、黄色と水色のエリア1,980平米が対策深25センチのポンプしゅんせつで548平米まで対策工が進んでおりました。県通知日以降で施工範囲の対策深度を最深部まで施工することが可能となったため、対策深25センチの水色の未施工部分1,432平米を30センチのポンプしゅんせつに変更いたします。

変更後の30センチのポンプしゅんせつの対策面積は3,516平米となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第19、議案第15号 工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第15号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、沢目ため池環境保全整備工事（再対策）について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は3億4,650万円ですが、6,633万1,100円を減額し、2億8,016万8,900円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明します。

議案集131ページをお開きください。

- 1、契約の目的、沢目ため池環境保全整備工事（再対策）。
- 2、施工箇所、浪江町大字末森字沢目地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前3億4,650万円、うち取引に係る消費税及

び地方消費税の額3,150万円。変更後2億8,016万8,900円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,546万9,900円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、令和6年6月12日から令和7年12月25日となります。

次のページ、議案第15号資料1をご覧ください。

変更の理由でございます。本契約締結後の令和6年10月21日付で、福島県からため池放射性物質対策工事施工に係る留意点についてが通知され、施工後の再集積が起りづらい対策方法の選定や対策深度も詳細調査で放射性物質が確認された最深部まで変更することとなりました。そのため、県通知に対応可能な沢目第2ため池については、ポンプしゅんせつから直接掘削への工法変更と対策深度を変更いたします。

また、工法変更に伴い、重機進入に必要な仮設道路工を増します。沢目第1ため池の土質改良剤及び対候性大型土のうについて施工実績により数量を変更いたします。内訳については変更内容の表のとおりとなります。

続きまして、次のページ、議案第15号資料2をお開きください。

沢目第2ため池の平面図となります。工法と対策深の変更があった箇所について説明いたします。

当初20センチのポンプしゅんせつとしていた緑色エリア1,060平米と30センチのポンプしゅんせつとしていたオレンジ色のエリア4,556平米、合計5,616平米のポンプしゅんせつ面積をバックホウによる30センチの直接掘削に変更いたします。

次に、当初20センチの直接掘削としていたピンク色のエリア1,922平米を30センチの直接掘削に変更します。変更前の30センチの青色エリアの636平米と合わせて2,628平米となります。

変更後の直接掘削の30センチの対策面積ですが、変更分の7,608平米と合わせて、合計で8,244平米となります。併せて破線範囲は工法の変更に伴い新たに追加した仮設道路工の位置及び赤字部がポンプ設置箇所となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第16号 委託に関する契約の変更について（浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第16号 委託に関する契約の変更について、

ご説明をいたします。

本案は、浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託について変更契約を行うものであります。

現在の契約金額は53億1,850万円ですが、4億5,100万円を増額し、57億6,950万円に変更するものであります。

詳細については、市街地整備課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、議案書により説明いたします。

134ページをお開きください。

1、契約の目的、浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、変更前53億1,850万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4億8,350万円。変更後57億6,950万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5億2,450万円。

5、契約の相手方、福島県いわき市平並木の杜2番地、独立行政法人、都市再生機構、東北震災復興支援本部、本部長、山本直。

6、工期、令和5年9月12日から令和9年3月31日までとなります。

続いて、議案第16号資料をご覧ください。

変更の理由でございます。浪江駅東西の駅前広場及び周辺の用地について、鉄道事業者と協議が完了したため、整備範囲を追加するものでございます。また、併せて地域スポーツセンター前の用地について整備範囲を追加するものでございます。

変更内容は、数のとおりでございまして、2.2ヘクタールの整備範囲を追加いたします。

追加する範囲は、青線で囲まれた部分になります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第21、議案第17号 土地の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第17号 土地取得についてご説明をいたします。

本案は、仮称室原産業団地整備事業の事業用地を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 議案第17号についてご説明いたします。

議案集136ページをお開きください。

1、取得の目的、仮称室原産業団地整備事業。2、取得する土地、次ページの別紙仮称室原産業団地整備事業取得明細書をご覧ください。こちらのとおり、福島県双葉郡浪江町大字室原字樋迫1番地2ほか28筆、合計面積は12万9,307.11平方メートルとなります。

議案書本文にお戻りください。

3、取得予定価格、1億2,499万8,252円。4、取得方法、随意契約。5、取得の相手方、東京都江東区亀戸2丁目35番13号、株式会社シムコ、代表取締役、小南博義。

次に、138ページ、議案第17号資料をご覧ください。

黄色で着色している部分が仮称室原産業団地整備として本件議案による取得用地となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第22、議案第18号 令和6年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第18号 令和6年度浪江町一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30億5,893万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を307億3,169万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

議案集の152ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明をいたします。

款1町税、項1町民税、目2法人3,000万円の増につきましては、申告実績による増となっております。

その下、項2固定資産税、目1固定資産税3,000万の増につきましては、償却資産の申告実績による増となっております。

続きまして、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税

10億4,499万7,000円の増につきましては、普通交付税及び震災復興特別交付税の追加交付による増となっております。

154ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2億9,468万2,000円の減につきましては、主に節1総務費国庫補助金で、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の減、こちらは対象事業は産学官連携施設、そして1つその下飛ばしまして、再生加速化交付金の水産業共同利用施設復興促進、こちらはサケふ化施設など、こちらの対象事業の事業費の減などによる補助金の減となっております。

155ページをご覧ください。

目4商工費国庫補助金4,477万8,000円の減につきましては、節1自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金におきまして、令和7年度に補助金が交付される見込みとなったことによります減額となっております。

項3委託金、目1総務費委託金1億4,247万9,000円の減につきましては、節2原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金におきまして、主に防犯パトロールの減などによります委託金の減少となっております。

156ページをご覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金6億3,890万5,000円の減につきましては、主に節2福島再生加速化交付金におきまして、畜産施設整備事業の進捗状況に伴います交付金の減となっております。

157ページをご覧ください。

目4農林水産業費県補助金1億2,416万7,000円の減につきましては、主に節1農業費県補助金におきまして、実績見込みによります営農再開支援事業補助金の減などによるものとなっております。

158ページをご覧ください。

項3委託金、目1総務費委託金1,390万6,000円の減につきましては、節3選挙費委託金でございまして、昨年執行されました衆議院議員総選挙の執行経費の実績見込みによる減額となっております。

159ページをご覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金9,966万6,000円の減につきましては、財源調整によるものとなっております。

目2浪江町復旧復興基金繰入金7億5,643万5,000円の減につきましては、主に浪江駅周辺整備事業などの事業進捗に伴います繰入金

の減となっております。

続きまして、目 3 地域福祉基金繰入金5,000万円の減及び目 4 地域振興基金繰入金5,000万円の減につきましては、他の財源により財源振替をしたため、繰入金の減額となっております。

目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金17億4,291万4,000円の減につきましては、主に駅周辺整備事業などの進捗状況に伴います繰入金の減額となっております。

160ページをご覧ください。

款20諸収入、項 3 受託事業収入、目 2 教育費受託事業収入 2 億1,400万円の減につきましては、文化財発掘調査受託費の実績見込みによる減額となっております。

同じく款20諸収入、項 4 雑入、目 1 雑入3,759万1,000円の増につきましては、161ページをご覧ください。節 2 弁償金におきまして、平成25年度の行政経費及び公共財物に係ります東京電力からの原子力損害賠償金の増によるものとなっております。

款21町債、項 1 町債、目 1 臨時財政対策債1,444万2,000円の減につきましては、一般財源確保による減額となっております。

目 2 過疎対策事業債1,610万円の減につきましては、橋梁補修事業及びいこいの村改修に係る設計費用の減に伴う町債の減額となっております。

162ページをご覧ください。

ここからは歳出のご説明となります。

今回の補正予算につきましては、年度末を控えて事業費の確定による減額や不用額の整理などを行っております。項目が多いため、主要なもののみのご説明とさせていただきます。

164ページをご覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務費管理費、目 3 財政管理費4,320万4,000円の増につきましては、主に節24積立金におきまして、先ほど歳入でご説明いたしました東京電力からの賠償金を浪江町行財政長期安定化基金として積み立てるものでございます。

目 6 企画費 9 億4,033万1,000円の増につきましては、165ページをご覧ください。主に節23償還金利子及び割引料におきまして、基金型事業として整備をいたしましたカントリーエレベーターの残預金の精算分として、福島再生加速化交付金国庫返還金及び、その下の節24積立金におきまして、主に畜産施設整備事業の進捗状況に伴い、浪江町復旧・復興基金への積立金の増などによるものが要因となっております。

目 7 情報管理費2,657万1,000円の減につきましては、主に節14工

事請負費におきまして、末森地区で予定しておりました光ケーブル移設工事が延期となったこと、そして節17の備品購入費におきまして、パソコンの購入費用が入札により請差が生じたことによる減額となっております。

166ページをご覧ください。

目10減債基金費2,998万8,000円の増につきましては、追加交付されました地方交付税の一部を減債基金のほうに積み立てるものでございます。

目14移住推進費5,870万1,000円の減につきましては、ここから169ページにかけて、主に地域おこし協力隊に係る活動経費及び移住支援補助金などについて、実績見込みによりましてそれぞれ減額をしているものでございます。

169ページをご覧ください。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費5,439万円の減につきましては、170ページをご覧ください。主に節12委託料におきまして、戸籍のコンビニ交付について、令和8年度以降に実施する計画に変更したことに伴います委託料の減額などが理由となっております。

172ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費7,200万6,000円の減につきましては、主に低所得世帯臨時特別給付金及び定額減税補足給付金事業などの実績見込みにより、それぞれの費用を減額しております。

176ページをご覧ください。

款3民生費、項3災害救助費、目1生活支援事業費2,515万円の減につきましては、177ページをご覧ください。主に節12委託料におきまして、復興支援員業務委託料の実績見込みによる減となっております。

180ページをご覧ください。

款4衛生費、項4環境保全費、目1ゼロカーボン推進費1,095万円の減につきましては、主に節12委託料におきまして、駅周辺設備エネルギーマネジメント基本設計業務委託料の実績見込みによります減となっております。

181ページをご覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費2,465万6,000円の減につきましては、182ページをご覧ください。主に節18負担金、補助金及び交付金におきまして、新規就農者に対する支援事業などの実績見込みによる減となっております。

続きまして、目 4 営農再開支援事業費9,455万8,000円の減につきましては、主に節18負担金、補助及び交付金におきまして、営農再開支援事業に係る各種補助金等の実績見込みによる減となっております。

183ページをご覧ください。

目 6 畜産業費9,314万3,000円の減につきましては、主に節12委託料におきまして、畜産施設整備事業における伐採業務委託料の実績見込みなどによる減となっております。

184ページをご覧ください。

項 2 農業土木費、目 1 農地保全管理費 3 億7,560万円の減につきましては、主にため池放射性物質対策事業の実績見込みによる減となっております。

目 3 農山村地域復興基盤総合整備事業費1,737万円の減につきましては、県事業に係ります負担金でございまして、県からの負担金の請求減によるものとなっております。

185ページをご覧ください。

項 4 水産業費、目 1 水産業振興費 1 億5,988万6,000円の減につきましては、主にサケふ化採捕施設整備事業の実績見込みによる減となっております。

186ページをご覧ください。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費3,672万3,000円の減につきましては、主に節14工事請負費におきまして、町外における仮設商業施設の解体整備工事におきまして希望がなかったことによる工事請負費の減額、そして節18負担金、補助金及び交付金において、浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金の実績見込みの減などによる予算減でございます。

187ページをご覧ください。

目 6 企業誘致促進費 3 億4,657万円の減につきましては、主に節12委託料におきまして、産学官連携施設整備事業の実績見込みによる調査測量設計委託料の減、そして節14工事請負費におきまして、南産業団地造成事業の実績見込みなどによる減となっております。

189ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費2,622万1,000円の減につきましては、主に節14工事請負費において、道路修繕工事の実績見込みによる減となっております。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費7,537万8,000円の減につきましては、主に節12委託料におきまして、190ページをお開きください。発注者支援業務委託料、こちらの実績見込みによる減などと

なっております。

目 4 防災集団移転促進事業費1,050万円の減につきましては、浪江町被災住宅再建補助金の実績見込みによる減となっております。

目 5 まちづくり整備事業費17億506万4,000円の減につきましては、主に駅周辺整備事業におきまして、各種委託料、工事請負費、物件移転補償費などが事業実績の見込みの減によるものとなっております。

193ページをご覧ください。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 4 防災対策費 1 億3,059万3,000円の減につきましては、主に節12委託料におきまして、防犯パトロール事業の実績見込みによります浪江町防犯業務委託料の減などによるものとなっております。

197ページをご覧ください。

款10教育費、項 4 社会教育費、目 2 文化財保護費 2 億660万6,000円の減につきましては、主に末森地区での一般埋蔵文化財発掘調査委託料の実績によります減となっております。

198ページをご覧ください。

同じく款10教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費 2 億2,312万5,000円の減につきましては、199ページをご覧ください。主に節14工事費におきまして、復興海浜緑地多目的広場整備事業の実績見込みによる減となっております。

145ページにお戻りください。

145ページは、第 2 表、継続費補正変更でございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、事業名、畜産施設敷地伐採業務につきましては、事業完了に伴います年割額の変更となっております。

その下、目 2 農業土木費、事業名が浪江地区ため池実施計画策定業務委託につきましては、契約金額が確定したことに伴います年割額の変更となっております。

その下、事業名、丈六ため池環境保全整備工事（再対策）につきましては、事業完了に伴います年割額の変更となっております。

その次の沢目ため池環境保全整備工事（再対策）につきましては、県の指導により工種の一部を変更したこと等に伴います年割額の変更となっております。

続きまして、款 8 土木費、項 5 住宅費、事業名が権現堂地区公営住宅建築実施設計業務委託につきましては、近年の建築単価の上昇などにより、事業費を圧縮をするための期間としまして、令和 7 年度まで事業を延長するものでございます。

146ページをご覧ください。

款10教育費、項5保健体育費、事業名が復興海浜緑地多目的広場整備工事その2管理業務委託につきましては、契約金額の確定に伴います年割額の変更でございます。

その下、復興海浜緑地多目的広場整備工事につきましては、請負業者からの中間払いの請求がなかったことに伴います年割額の変更となっております。

その下、復興海浜緑地多目的広場整備工事その2につきましては、契約金額の確定に伴います年割額の変更となっております。

続きまして、継続費の廃止でございます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名、モニュメント制作業務委託、そしてその下、緑空間整備工事管理業務委託、その次、公共トイレ等整備工事管理業務委託、その次、緑空間整備工事、次のページ、147ページに行きまして、公共トイレ等整備工事、こちらの5事業につきましては、駅周辺整備事業の全体のスケジュールの見直しに伴いまして、事業計画を見直すことにより廃止するものでございます。

地方自治法の規定によりますと、継続費につきましては、初年度に契約を締結をしない場合は継続費を廃止するという定めとしておるため、初年度の契約がなかったため、一旦継続費を廃止をしまして、翌年度の当初予算において継続費を設定したいと考えております。そのための廃止でございます。

続きまして、第3表、繰越明許費追加でございます。

款4衛生費、項3上水道費、事業名が水道整備事業、管網モデルに基づく基幹管路整備権現堂2工区につきましては、県道部分において県との協議に期間を要することから、事業を翌年度に繰越しするものです。

次に、項4環境保全費、事業名、浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助事業につきましては、制度要件上、令和6年度の竣工が必須とされておりまして、現在5件程度の相談を受けておるため、今後の申請が見込まれることから、予算を翌年度に繰越しをするものでございます。

次に、款6農林水産業費、項3林業費、福島森林再生事業、立野、谷津田、高瀬地区につきましては、立野地区に隣接する地区で想定を上回る放射線量が測定され、早急に放射性物質の拡散防止を図る必要があることから、当初から実施している立野地区北東部に加え、南東部を区域に追加をいたしました。このことに伴いまして、工期が延長されますことから、事業を翌年度に繰り越すものでござい

す。

次に、款 8 土木費、項 4 都市計画費、一団地整備事業につきましては、事業内容として、浪江駅前大屋根等基本設計業務委託、電柱等移転補償費などを予定しておりましたが、用地交渉や J R 協議の進捗状況などによりまして、事業を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、項 5 住宅費、権現堂地区公営住宅整備事業につきましては、先ほど継続費の変更でもご説明しましたが、事業費圧縮のため、実施年度を 1 年延長することに伴いまして、関連する予算を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款 9 消防費、項 1 消防費、避難所における炊き出し用備品購入事業につきましては、国の令和 6 年度補正予算において創設されました新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用したものであり、事業執行に当たっては繰越しを前提としたものとなっておりますので、事業を翌年度に繰り越すものとなっております。

148 ページをご覧ください。

続きまして、繰越明許費の廃止でございます。

款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、春卯野ため池環境保全整備事業（再対策）につきましては、県の指導に基づき、工法の一部を変更し、しゅんせつ施工量を増加したことに伴い、作業員の増等による施工性の向上及びため池の凍結が少なかったことにより稼働日数が十分に確保されたことなどにより、事業の年度内完了が見込まれるため、繰越明許費の設定を廃止するものとなっております。

148 ページの、続きまして、第 4 表、地方債補正でございます。こちらの変更でございます。

橋梁補修事業につきましては、県の同意額に合わせたものでございます。

交流関係人口拡大推進拠点施設整備事業につきましては、契約金額に合わせて限度額を変更するものでございます。

149 ページをご覧ください。

149 ページは地方債の廃止でございます。

臨時財政対策債は、一般財源確保の見通しがついたため、借入れを取りやめるものとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　ここで、2 時 40 分まで休憩します。

（午後　2 時 2 2 分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 2時40分）

○議長（平本佳司君） 日程第23、議案第19号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第19号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,850万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億9,390万8,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案集206ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金2,058万4,000円の減につきましては、補助金の交付額決定によるものでございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金8,487万9,000円の減につきましては、各種県補助金の交付額決定等によるものです。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金2,208万6,000円の減につきましては、保険基盤安定負担金等の額の決定によるものでございます。

次に、208ページでございます。

歳出となります。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1療養給付費1億9,000万円の減につきましては、実績見込みによる減でございます。

款3国民健康保険事業納付金、項1医療給付分、目1医療給付費分につきましては、財源の組替えでございます。

以下、補正額ゼロの項目につきましては、同様に財源組替えでございますので、説明は省略させていただきます。

款4保険事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査費609万5,000円の減につきましては、主に節12委託料の特定健診委

託料の実績見込みによる減でございます。

目 2 特定保健指導費158万円の減につきましては、主に節12委託料の特定保健指導業務委託料について、県の保健福祉事務所の協力が得られたことによる不用額の減でございます。

次に、210ページでございます。

款 7 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金129万3,000円の増につきましては、特別調整交付金の交付額の決定によるものでございます。

最後に、款 8 予備費6,817万3,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第24、議案第20号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第20号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,963万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億4,835万5,000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） 事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案集216ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 1 仮設津島診療所診療収入717万円の減並びに目 2 浪江診療所診療収入848万7,000円の減につきましては、各診療所の診療実績の見込みによる減でございます。

次に、款 1 診療収入、項 2 諸検査等収入、目 1 仮設津島診療所諸検査等収入110万円の減並びに目 2 浪江診療所諸検査等収入100万円の減につきましては、各診療所の諸検査の実績見込みによる減でございます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 仮設津島診療所手数料13万円の増並びに目 2 浪江診療所手数料70万円の減につきましては、各診療所の診断書作成手数料等の実績見込みによる補正で

ございます。

次に、款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 仮設津島診療所県補助金1,316万6,000円の減並びに目 2 浪江診療所県補助金233万3,000円の減につきましては、福島県地域医療復興事業補助金の交付見込みによる補正でございます。

次は 8 ページとなります。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 仮設津島診療所事業勘定繰入金55万2,000円の増並びに目 2 浪江診療所事業勘定繰入金74万1,000円の増につきましては、僻地医療調整交付金の交付見込みによる増でございます。

目 3 仮設津島診療所繰入金446万7,000円の減並びに目 4 浪江診療所繰入金285万1,000円の減につきましては、一般会計繰入金の実績見込みによる減でございます。

次に、219ページからは歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 仮設津島診療所管理費1,350万2,000円の減並びに、次のページになりますが、目 2 浪江診療所管理費965万3,000円の減につきましては、各診療所の管理費の実績見込みによる減でございます。

次に、款 2 医業費、項 1 医業費、目 1 仮設津島診療所医業費1,153万7,000円の減並びに目 2 浪江診療所医業費494万5,000円の減につきましては、各診療所の医薬材料費や医療機器借上料の実績見込みによる補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第25、議案第21号 令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第21号 令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,629万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億5,569万円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 事項別明細書によりご説明いたします。

227ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金1,900万4,000円の減、目 4 災害臨時特例補助金251万4,000円の減については、補助金の交付見込みによるものです。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金2,917万7,000円の減、目 2 地域支援事業支援交付金243万3,000円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの変更決定によるものです。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金658万8,000円の減は、介護給付費負担金の交付見込みによるものです。

228ページをお開きください。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金、節 1 職員給与費等繰入金537万円の減、節 2 事務費繰入金164万5,000円の減は、歳出の総務費の減によるものです。

次に、229ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 2 給料220万円の減、節 3 職員手当等110万円の減は、支出見込みによる減でございます。

230ページをお開きください。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費1,349万2,000円の減、目 2 地域密着型介護サービス給付費2,917万7,000円の減につきましては、介護給付見込みによるものです。

231ページをお開きください。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費243万3,000円の減は、第 1 号通所介護サービス費の給付見込みによるものです。

232ページをお開きください。

款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業・任意事業費、節12委託料110万円の減は、生活支援体制整備事業委託料の支出見込みによるものです。

款 4 諸支出金、項 2 保健福祉事業費、目 1 利用者負担軽減支援事業費1,251万4,000円の減は、利用者負担軽減支援事業費の支出見込みによるものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第26、議案第22号 令和 6 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第22号 令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ815万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,054万6,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案集238ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目2 普通徴収保険料1,351万2,000円の減につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合での保険料減免対象者の実績見込みによる減でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定化繰入金165万7,000円の増につきましては、保険基盤安定負担金の額の決定によるものでございます。

次に、款5 諸収入、項2 雑入370万2,000円の増につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合からの補助金の交付決定によるものでございます。

次に、239ページになります。

こちらからは歳出でございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金1,204万4,000円の減につきましては、主に福島県後期高齢者医療広域連合での保険料減免対象者の実績見込みによる保険料納付金の減でございます。

最後に、款4 予備費389万1,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第27、議案第23号 令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第23号 令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

本案は、水道事業収益的収入2,670万円を増額、収益的支出1,000

万円を増額し、資本的収入1億500万円を減額するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明書によりご説明いたします。

244ページをご覧ください。

上段、3条予算、収益的収入です。

款1水道事業収益、項1営業収益、目2加入金1,070万円の増は、収入見込みによるものです。

項3特別利益、目2過年度損益修正益1,600万円の増は、過年度分の修正申告により還付となったものです。

中段、収益的支出です。

款1水道事業費用、項1営業費用、目5減価償却費1,000万円の増は、整備事業の完了に伴い、減価償却費が確定したことによるものです。

下段、4条予算、資本的収入です。

款1資本的収入、項4企業債、目1建設改良費等企業債1億500万円の減は、事業費の確定により借入れが不要となった企業債について減額するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第28、議案第24号 令和6年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第24号 令和6年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

本案は、公共下水道事業、収益的支出305万7,000円を増額、資本的収入5,049万円を減額し、資本的支出を9,068万6,000円減額するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明書によりご説明いたします。

249ページをご覧ください。

3条予算、収益的収入です。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目3その他営業収益329万7,000円の増は、雨水事業費の確定による一般会計負担金の増です。

次に、4条予算、資本的収入をご覧ください。

款 1 資本的収入、項 1 負担金、目 2 工事負担金1,726万5,000円の減は、県道長塚請戸浪江線拡幅工事の一部について、翌年度以降の実施となったことによるものです。

目 3 他会計負担金348万6,000円の増は、雨水事業費確定による一般会計負担金の増です。

項 2 補助金、目 1 国庫補助金3,671万1,000円の減は、事業費確定によるものです。

資本的支出、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 2 施設整備費の委託費7,342万1,000円の減は、事業費の確定によるものです。

工事請負費1,726万5,000円の減は、県道拡幅工事の一部について、翌年度以降の実施となったことによるものです。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第29、議案第25号 令和7年度浪江町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第25号 令和7年度浪江町一般会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町一般会計歳入歳出予算の総額を353億7,300万円と定めるものであります。

令和7年度は、第2期復興・創生期間の最終年度であるとともに、浪江町復興計画（第三次）前期計画の最終年度となります。

浪江町の復興理念である「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向け、取組を着実に推進する重要な年となります。

令和7年度一般会計当初予算は、令和6年度当初予算と比較して11.1%増となり、引き続き大規模な予算編成となりました。

歳入におきましては、自主的・安定的な財政運営に必要な自主財源として町税等の確保に努めたものの、引き続き厳しい財政状況となっています。

こういった中ではありますが、福島再生加速化交付金などの復興財源を最大限に活用しつつ、有利な町債の発行や財政調整基金等の取崩しにより財源確保を図りました。

歳出におきましては、令和7年度末の完成を目指し整備を進めている畜産施設の整備費用を計上したほか、産学官連携施設や新たな産業団地整備のための費用を計上し、農林水産業の再興及び新たな産業と雇用の創出を進めてまいります。

さらに、歴史的大事業である浪江駅周辺整備については、基盤整

備を本格化するとともに、駅前交流施設、商業施設、地域活性化施設、公営住宅等の整備のための費用を計上しているところであります。

あわせて、昨年３月に発表した浪江町国際研究学園都市構想に掲げる共創活動を推進するための取組を展開するとともに、今後のＦ－ＲＥＩ関連施設や企業立地の増加に伴う人口の増加を見据え、浪江にじいろこども園の増築を行い、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

このほかにも、新たな浪江町をつくり上げていくための各種予算を計上しており、持続可能なまちづくりの礎となる予算編成となっております。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、令和７年度一般会計・特別会計歳入歳出予算資料によりご説明をいたします。

予算資料３ページをご覧ください。

令和７年度一般会計歳入歳出予算額は353億7,300万円、増減額35億4,700万円、11.1%の増となっております。

２つ目の表をご覧ください。

歳入の構成について主なものを申し上げますと、町税は12億5,545万8,000円、増減額は3,300万円、対前年度比2.7%の増となっております。

次に、表の中ほど、地方交付税につきましては53億6,017万3,000円、増減額が5,667万9,000円の増で、内訳としましては、普通交付税23億8,957万2,000円、特別交付税１億9,620万9,000円、震災復興特別交付税27億7,439万2,000円となっております。

次に、国庫支出金は82億4,226万6,000円、増減額８億4,628万2,000円、11.4%の増で、福島再生加速化交付金や原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金等を計上しております。

主な増減理由としましては、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）が約11億円の増額となっております。対象事業としましては、浪江駅周辺整備事業、産学官連携施設整備事業、復興海浜緑地多目的広場整備事業、認定こども園整備事業のほか、町内の防犯対策や道路維持管理費などとなっております。

次に、県支出金は63億5,325万7,000円、増減額８億3,491万1,000円、15.1%の増で、主に福島再生加速化交付金や農林水産業費県補助金等を計上しております。

主な増額理由としましては、福島再生加速化交付金が約６億円の

増、帰還促進強化支援事業補助金で8,000万円の増額となっております。福島再生加速化交付金の対象事業としましては、畜産施設整備事業、営農再開支援事業等となっております。

次に、繰入金は122億507万8,000円、増減額16億581万9,000円、15.2%の増で、主に浪江町復旧・復興基金、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金等からの繰入金で、畜産施設整備事業、浪江駅周辺整備事業、復興海浜緑地多目的広場整備事業、農業水利施設等保全再生事業等の財源として繰入れをしております。

町債につきましては5億9,030万円、増減額5億1,033万5,000円、638.2%の増で、過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債を計上しております。

4 ページをご覧ください。

自主財源・依存財源別の財源構成でございます。

町税や繰入金等の自主財源の合計は143億3,596万3,000円、増減率9.8%の増、構成比40.6%となっております。地方交付税や国・県支出金等の依存財源につきましては210億3,703万7,000円、増減率12.1%の増、構成比59.4%となっております。

次に、一般財源・特定財源別の財源構成では、一般財源の合計は79億5,840万2,000円、増減率4.5%の減、構成比22.5%となっております。特定財源は274億1,459万8,000円、増減率16.7%の増、構成比77.5%となっております。

5 ページは財源構成を円グラフに表したものでございます。

6 ページをご覧ください。

目的別歳出の構成について主なものを申し上げますと、総務費は41億175万7,000円、51.9%の減、構成比11.6%となっており、主に積立金の減、各種証明書のコンビニ交付などを導入する窓口業務改善事業の完了等による減などとなっております。

民生費は32億6,875万円、増減率31.7%の増、構成比9.2%となっており、主に認定こども園増築事業による増となっております。

衛生費は18億7,545万7,000円、増減率39.8%の減、構成比5.3%となっており、主に南部衛生センター焼却施設整備事業完了に伴います双葉地方広域市町村圏組合負担金、小野田取水場建設工事の完了等による減となっております。

農林水産業費は104億6,740万7,000円、増減率62.5%の増、構成比29.6%となっており、主に畜産施設整備事業に係る増となっております。

商工費は46億2,190万2,000円、増減率185.9%の増、構成比が13.1%となっており、主に産学官連携施設整備事業などによる増と

なっております。

土木費は81億4,765万6,000円、増減率23.6%の増、構成比23.0%となっており、主に浪江駅周辺整備事業などによる増となっております。

次に、性質別の構成でございますが、人件費や扶助費等の義務的経費につきましては31億5,464万1,000円、増減率9.9%の増、構成比が8.9%となっており、主に福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増、児童手当制度改正に伴います支給対象者拡充による増などとなっております。

普通建設事業費等の投資的経費は211億1,431万6,000円、増減率74.7%の増、構成比59.7%となっており、主に畜産施設整備事業の進展や産学官連携施設整備事業等による増となっております。

その他の経費は111億404万3,000円、増減率34.2%の減、構成比31.4%となっており、主に浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金積立金の減などによるものとなっております。

7ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別の構成比で表したグラフでございます。

8ページからは、一般会計当初予算における主要事業について記載をしております。

まず、総務費の主な事業についてご説明をさせていただきます。

番号5、隔年で開催することとしております町政懇談会の開催事業147万1,000円、番号8、町民の利便性向上と業務効率の改善を図るD X推進事業1,796万4,000円。

9ページに行きまして、番号11、地域課題の解決に向けた活動に加え、新たに起業を最終目標とする起業型地域おこし協力隊の活動をサポートする地域おこし協力隊活動支援事業4,122万1,000円、番号15、ワークスペースの運用や起業支援セミナーなどを通し、起業機運の醸成及び起業人材の移住を図る起業人材育成支援事業1億3,245万1,000円、番号16、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍振り仮名の追加に伴う戸籍振り仮名対応における通知書の発送事業522万などでございます。

次に、10ページ、民生費の主な事業でございますが、番号4、町内で生活する高齢者が在宅で生活を維持、継続できるための町内サポートセンター運営事業2,552万円、番号5、復興公営住宅に入居している高齢者を対象に周辺町民や地元住民との交流を通して介護予防を図る復興公営住宅サポートセンター運営事業3,527万4,000円、番号9、18歳までの子供が医療機関などで健康保険を使って治療を受けた際に医療費を助成する子供医療費助成事業1,422万2,000円。

11ページに行きまして、番号13、園児の増加に伴い園舎等の増築をする認定こども園増築事業 6 億4,910万円、番号16、支援員を配置し、県内外への避難生活が続く町民へ電話連絡や戸別訪問などにより安心して生活が送れるよう支援する復興支援員事業4,150万2,000円などでございます。

次に、12ページでございます。

衛生費の主な事業でございますが、番号2、令和7年度より带状疱疹ワクチンの接種及び小児インフルエンザワクチンの接種に対する助成を追加しました予防接種事業 1 億2,070万円、番号4、雑草の繁茂による鳥獣被害の防止や防犯、防火及び帰還意欲の醸成につなげることを目的とした宅地用除草剤配付事業2,564万円。

13ページに行きまして、番号10、発症及び重症化予防につなげるセミナーや血糖モニタリングなどを実施する糖尿病発症予防及び重症化予防事業120万円。

14ページに行きまして、番号19、駅周辺整備エリアにおける再エネや水素の利活用促進と効率的なエネルギー消費を実現するための駅周辺整備事業エリアエネルギーマネジメント事業7,859万円、番号22、ゼロカーボンシティ実現に向けて公共施設に再エネ等を導入する公共施設再生可能エネルギー導入促進事業1,438万8,000円などでございます。

次に、15ページをご覧ください。

農林水産業の主な事業につきましては、番号4番、棚塩地区の農業的利活用エリア整備の基本計画を策定する防災集団移転元地整備事業3,200万円、番号8、令和7年度末の完成を予定する飼養頭数約2,000頭の大規模酪農施設を整備する畜産施設整備事業71億2,371万円。

16ページに移りまして、番号が14、藤橋・加倉・浪江南・請戸地区を対象とした生産基盤などの整備や経営体の支援、育成を一体的に実施する農山村地域復興基盤総合整備事業 1 億4,100万3,000円。

17ページに移りまして、番号が16、藤橋・請戸・両竹地区を対象とした原発災害などにより長年管理ができていない森林の間伐や放射性物質対策を行うふくしま森林再生事業 2 億1,612万円、番号19番、請戸漁港近海で水揚げされた請戸ものの魅力を町内外でPRする水産業情報発信事業2,096万円などでございます。

次に、18ページにお移りください。

商工費の主な事業でございます。

番号1、大堀相馬焼のブランド力向上、販路拡大など特産品の産地としての再興に向けた大堀相馬焼振興事業1,505万円、番号3、

町内の飲食店が町内事業者から調達する食材費用の一部を支援する町内飲食店食材調達補助金2,100万円、番号4、福島いこいの村なみえ宿泊棟本館上層階客室を改修する交流関係人口拡大推進拠点施設整備事業5億6,503万7,000円、番号8、浪江小学校跡地に整備する、町内で活動する企業や大学等が入居する産学官連携施設整備事業25億7,206万8,000円。

19ページに移りまして、番号9及び番号10で、現在の問合せ状況などから今後の需要を見越して産業団地を整備するための調査測量設計をする川添産業団地整備事業1億2,194万2,000円、室原産業団地整備事業2,131万5,000円などがございます。

次に、20ページをご覧ください。

土木費の主な事業でございます。

番号1、道路台帳をデジタル化することにより町民の方などの利便性向上を図るとともに、効率的な台帳更新を図る道路情報公開サービス導入事業5,108万2,000円。

21ページに移りまして、番号10、浪江駅周辺整備事業の緑空間において、トイレ、モニュメント、植栽などを令和7年度から8年度にかけて整備する浪江駅周辺整備事業緑地空間整備10億2,830万円、番号13、町内への帰還促進を目的として、帰還者の住宅新築・改修費などを支援する帰還促進強化補助金2億2,350万円、番号20、F－R E Iの立地を円滑に進めるために各種事業を実施するF－R E I立地推進事業924万7,000円。

22ページに移りまして、番号21、浪江国際研究学園都市構想に掲げる共創活動を推進するための共創会議の開催などを行う共創推進事業578万9,000円などがございます。

次に、22ページにお移りください。

消防費の主な事業では、番号2、防犯カメラや防犯パトロールによる町内防犯体制強化事業3億9,416万8,000円などがございます。

次に、23ページをご覧ください。

教育費の主な事業でございます。

番号4、放課後の子供たちの居場所づくりや学習支援及び地域とのつながりの形成を目的とした学習支援事業1,441万6,000円、番号5、なみえ創成小・中学校の児童・生徒を対象に、英語、外国語学習、異文化交流等を行うグローバル人材育成事業414万7,000円、番号6、復興関連事業や民間開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業1億2,344万3,000円。

24ページをご覧ください。

番号11番、少子化対策の一環として婚活イベント、交流イベント

や結婚後の新生活を支援する結婚応援事業134万6,000円、番号12、令和8年3月の竣工を予定している復興海浜緑地多目的広場整備事業9億8,092万9,000円などがございます。

そのほかの事業につきましては、詳細につきましては後ほどご確認をいただければと思います。

次に、27ページをご覧ください。

27ページは、地方債残高の状況でございます。

令和6年度末現在高見込額18億9,307万円に対しまして、令和7年度末現在高見込額は22億5,161万9,000円で、3億5,854万9,000円の増加を見込んでおります。

次に、予算書本体をご覧ください。

予算書の12ページをお開きください。

予算書12ページは、第2表、継続費となっております。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、農業振興地域整備計画更新業務委託2,200万円から、13ページの款8土木費、項4都市計画費、事業名、支障埋設管移設補償2億円までの10事業につきましては、令和7年度から9年度までに複数年事業として実施するため、継続費として総額並びに年割額を定めるものでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

14ページは、第3表、地方債でございます。

橋梁維持管理事業から、15ページのJアラート連携システム更改業務委託事業までの6事業につきまして、財源不足を補うため起債を予定しておりまして、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

最後に、別添3としまして、基金の運用状況を格納しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

令和7年度一般会計予算につきましては、ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第30、議案第26号 令和7年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第26号 令和7年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和7年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出予算の総額を107万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金104万であります。

歳出の主なものは、助成費100万であります。

よろしく願いをいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第31、議案第27号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第27号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を34億6,073万7,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

25ページをお開きください。25ページ中段になります。

まず、左側の歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険税でございますが、上位所得層世帯等に係ります保険税としまして3,690万3,000円、前年度比1,010万円の増でございます。

次に、国庫支出金2億15万8,000円、前年度比2,108万4,000円の減でございます。こちらは国民健康保険税及び一部負担金の免除措置に対します国の財政支援になります。被保険者数の減少により減となっております。

次に、県支出金28億6,302万2,000円、前年度比1億514万6,000円の減でございます。こちらも被保険者数の減少により減となっております。

次に、繰入金3億663万4,000円、前年度比4,273万9,000円の増でございます。主に財政安定化支援事業繰入金や事務費等繰入金の増により増となっております。

次に、繰越金5,400万1,000円、前年度比3,400万円の増につきましては、前年度の歳計剰余金を見込んだものとなります。

続きまして、右側、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

初めに、総務費でございますが、6,278万5,000円、前年度比1,082万8,000円の増でございます。主なものは人件費等でございます。

次に、保険給付費でございますが、26億5,834万1,000円、前年度比9,659万4,000円の減でございます。こちらは被保険者数の減少に伴う保険給付の減によるものでございます。

国民健康保険事業費納付金6億4,089万6,000円、前年度比3,368

万4,000円の増でございます。こちらは県が国民健康保険の事業主体になり事業を運営するに当たり、町が県に納める納付金でございます。

次に、保健事業費4,141万9,000円、前年度比123万円の減につきましては、特定健康診査等の事業費で、特定健診や特定保健指導等の事業について受診勧奨を積極的に取り組み、医療費適正化に努めてまいります。

諸支出金4,834万7,000円、前年度比1,884万2,000円の増につきましては、主に過年度分の補助金の償還金によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第32、議案第28号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第28号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出予算の総額を3億5,384万6,000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） 歳入歳出予算資料25ページの下段の資料にてご説明申し上げます。

まず、左側でございますが、歳入でございます。

診療収入8,351万6,000円、前年度比1,278万9,000円の減でございます。内訳としましては、外来収入が両診療所合わせて6,900万8,000円、諸検査等収入が合わせて1,450万8,000円を計上しております。

次に、使用料及び手数料174万8,000円、前年度比285万4,000円の減、診断書等の作成料でございます。

次に、県支出金1億7,599万円、前年度比803万8,000円の増、こちらは福島県地域医療復興事業補助金でございます。

次に、繰入金9,245万7,000円、前年度比289万8,000円の減でございます。

次に、右側でございますが、歳出でございます。

総務費2億8,783万8,000円、前年度比549万7,000円の減につきましては、診療所の運営費等でございます。

次に、医業費4,600万8,000円、前年度比493万4,000円の減につき

ましては、医薬品等の購入費でございます。

最後に、予備費として2,000万円を計上しております。

なお、仮設津島診療所の予算につきましては、令和6年度の体制での予算となっておりますが、今後、診療体制に変更がある場合には補正にて対応してまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第33、議案第29号 令和7年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第29号 令和7年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算の総額を603万9,000円と定めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第34、議案第30号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第30号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を27億9,967万円と定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

26ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

保険料2,121万6,000円、前年度比448万7,000円の増で、こちらは第1号被保険者の介護保険料で、普通徴収777万8,000円、特別徴収1,343万7,000円でございます。

次に、国庫支出金13億791万6,000円、前年度比2,033万3,000円の増で、主なものは介護給付費負担金4億2,043万5,000円、調整交付金6億9,995万6,000円でございます。

次に、支払基金交付金6億5,310万2,000円、前年度比1,972万9,000円の増で、第2号被保険者の介護保険料分で社会保険診療報

酬支払基金からの交付金でございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費8,504万6,000円、前年度比828万7,000円の増で、主なものは総務管理費、介護認定審査会費でございます。

次に、保険給付費23億4,071万4,000円、前年度比7,361万4,000円の増で、介護サービス利用に係る給付費です。

次に、地域支援事業費1億3,122万7,000円、前年度比538万1,000円の増で、主な事業は介護予防・生活支援サービス事業、包括的支援事業で、地域包括ケア体制を構築するための事業を実施してございます。

次に、諸支出金2億4,230万円、前年度比1,301万9,000円の増で、主なものは利用者負担軽減支援事業で、介護保険サービス利用者負担免除に伴う利用者負担相当額について、本事業から支払いを行っているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第35、議案第31号 令和7年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第31号 令和7年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出予算の総額を195万5,000円と定めるものであります。

主な事業は、苅野及び津島財産区の管理を行うものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第36、議案第32号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第32号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を9,528万円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 歳入歳出予算資料26ページをお開きください。

26ページの一番下になります。

まず、左側、歳入の主な内容についてご説明いたします。

初めに、後期高齢者医療保険料1,331万7,000円、前年度比2,019万7,000円の減でございます。こちらは福島県後期高齢者医療広域連合試算による上位所得層及び新規転入者に係る保険料でございます。

次に、国庫支出金110万円、前年度比110万円の増でございます。こちらは子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

次に、繰入金7,974万7,000円、前年度比406万4,000円の増でございます。保険料軽減等に対する一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、右側、歳出の主な内容についてご説明いたします。

初めに、総務費1,208万9,000円、前年度比181万3,000円の増につきましては、主に後期高齢者医療に係る事務費でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金8,222万7,000円、前年度比1,701万7,000円の減につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料納付金や保険基盤安定負担金等でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第37、議案第33号 令和7年度浪江町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第33号 令和7年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和7年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものであります。

収益的収支では、収入が4億2,770万1,000円、支出が7億1,114万8,000円となります。

また、資本的収支では、収入が14億2,524万3,000円、支出が14億6,968万2,000円となります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 予算資料によりご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

3条予算、収益的収入及び支出です。

収入、款水道事業収益、項営業収益1億2,957万円、主なものは給水収益で9,500万円、前年度比380万円の増です。

項営業外収益2億9,812万1,000円、主なものは補助金2,712万

1,000円、前年度比5,186万9,000円の減、雑収益 2 億300万円、前年度比2,400万円の減、東京電力賠償金下水道事業負担金です。

水道事業収益的収入合計は 4 億2,770万1,000円、前年度比7,420万8,000円の減です。

下の段、支出です。款水道事業費用、項営業費用で主なものは原水及び浄水費で 1 億358万5,000円、前年度比489万3,000円の増です。

配水及び給水費5,951万8,000円、前年度比1,079万7,000円の増です。

総係費5,753万5,000円、前年度比505万7,000円の増です。

水道事業収益的支出合計は 7 億1,114万8,000円、前年度比3,702万8,000円の増です。

次ページをご覧ください。

4 条予算、資本的収入及び支出であります。

収入、款資本的収入、項補助金 9 億2,524万3,000円、前年度比 4 億5,495万8,000円の減は、小野田取水場等の整備事業の終了によるものです。

企業債 5 億円、前年度比 1 億500万円の減です。

資本的収入合計は14億2,524万3,000円、前年度比 5 億5,995万8,000円の減です。

下段、支出です。款資本的支出、項建設改良費、主なものは配水及び給水施設改良費14億3,178万2,000円、前年度比 4 億2,738万4,000円の増は、継続費の最終年度基幹管路整備工事、小野田系統配水管布設工事等です。

資本的支出合計は14億6,968万2,000円、前年度比 6 億6,104万3,000円の減です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,443万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額により補填するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第38、議案第34号 令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第34号 令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計の予算を定めるものであります。

収益的収入は 4 億6,662万円、支出が 6 億2,072万7,000円となり

ます。

また、資本的収支では、収入が 2 億 7,105 万 3,000 円、支出が 3 億 312 万 8,000 円となります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 予算資料によりご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

3 条予算、収益的収入及び支出です。

収入、款下水道事業収益、項営業収益 8,486 万 4,000 円、主なものは下水道使用料 5,700 万円、その他営業収益 2,786 万 4,000 円、前年度比 2,726 万 4,000 円の増で、一般会計からの負担金、排水設備点検手数料等です。

項営業外収益 3 億 8,174 万 6,000 円、主なものは、目補助金 1 億 8,860 万 9,000 円、前年度比 3,555 万 2,000 円の増で、社会資本総合交付金、町補助金等です。

目雑収益 6,000 万円は、東京電力からの賠償金です。

収益的収入合計は 4 億 6,662 万円、前年度比 4,999 万 3,000 円の増です。

下の段、支出です。款下水道事業費用、項営業費用 5 億 7,580 万 5,000 円、主なものは目管渠費 6,531 万 5,000 円、前年度比 3,292 万 8,000 円の増で、管渠の更新計画による点検調査、不明水対策等です。

目処理場費 4,701 万 5,000 円、前年度比 2,504 万 4,000 円の減は、処理場維持管理において、令和 6 年度から 3 か年の債務負担行為による包括的民間委託によるものです。

目総係費 1 億 5,289 万 2,000 円、前年度比 1 億 2,292 万 2,000 円の増で、経営戦略策定業務、先ほど説明した包括的民間委託にさらに施設設備の管理更新を含めるウォーター P P P 導入可能性調査を計上しております。

収益的支出合計は 6 億 2,072 万 7,000 円、前年度比 1 億 4,138 万 1,000 円の増です。

次ページをご覧ください。

4 条予算、資本的収入及び支出です。

収入、款資本的収入、項負担金 50 万円、前年度比 4,673 万 5,000 円の減です。

項補助金 2 億 207 万円、前年度比 1 億 4,610 万 9,000 円の増は、国庫補助金で、東日本大震災による災害復旧事業について激甚災害に指定されたことから補助率が増えたことによるものです。

項他会計出資金6,848万3,000円、前年度比864万9,000円の減は、一般会計からの出資金で、下水道事業に充てた地方債のうち普通交付税で措置される予定額を計上しております。

資本的収入合計は2億7,105万3,000円、前年度比9,072万5,000円の増です。

下段、資本的支出です。款資本的支出、項建設改良費1億4,748万2,000円で、主に施設整備費で、ストックマネジメント計画によるマンホールポンプ、管渠の更新工事、浪江浄化センター第3系の復旧事業費です。

項企業債償還金1億5,564万6,000円です。

資本的支出合計は3億312万8,000円、前年度比1,627万8,000円の減です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,207万5,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第39、諮問第1号 人権擁護委員の候補の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をいたします。

本案は、現在委嘱されている人権擁護委員3名が令和7年6月30日付で任期満了を迎えることから、このたび吉田氏、渡邊氏及び堀井氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚に努めることを使命とし、今回推薦する3名は、高潔な人格と識見を有し、人権擁護委員として適任であり、推薦するにふさわしい方々と考えております。

なお、次回の人権擁護委員の委嘱発令日が令和7年7月1日のため、人権擁護委員法第9条に基づき、今回推薦する3名の任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎延会について

○議長（平本佳司君） お諮りします。質疑については12日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

12日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集賜りますようお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（平本佳司君） 本日はこれで延会します。お疲れさまでした。
(午後 3時52分)

令和 7 年	3 月	5 日（水曜日）	全員協議会
令和 7 年	3 月	6 日（木曜日）	常任委員会
令和 7 年	3 月	7 日（金曜日）	常任委員会
令和 7 年	3 月	8 日（土曜日）	休 日
令和 7 年	3 月	9 日（日曜日）	休 日
令和 7 年	3 月 1 0 日（月曜日）	常任委員会	
令和 7 年	3 月 1 1 日（火曜日）	休 会	

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 7 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 7 年 3 月 12 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1	議案第 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 2	議案第 3 号	東日本大震災等による被災者に対する令和 7 年度の国民健康保険税及び介護保険料の 減免に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 4 号	浪江町景観条例の制定について
日程第 4	議案第 5 号	浪江町手話言語条例の制定について
日程第 5	議案第 6 号	浪江町議会議員及び浪江町長の選挙におけ る選挙運動の公営に関する条例の一部改正 について
日程第 6	議案第 7 号	浪江町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行 条例の一部改正について
日程第 7	議案第 8 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部改正について
日程第 8	議案第 9 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一 部改正について
日程第 9	議案第 10 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正 について
日程第 10	議案第 11 号	職員の給与に関する条例の一部改正につい て
日程第 11	議案第 12 号	浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正につい て
日程第 12	議案第 13 号	浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部改正について
日程第 13	議案第 14 号	工事請負契約の変更について（春卯野ため 池環境保全整備工事（再対策））
日程第 14	議案第 15 号	工事請負契約の変更について（沢目ため池 環境保全整備工事（再対策））

日程第 1 5	議案第 1 6 号	委託に関する契約の変更について（浪江駅 周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成 施設整備事業業務委託）
日程第 1 6	議案第 1 7 号	土地の取得について
日程第 1 7	議案第 1 8 号	令和 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 1 8	議案第 1 9 号	令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会 計補正予算（第 3 号）
日程第 1 9	議案第 2 0 号	令和 6 年度浪江町国民健康保険直営診療施 設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 0	議案第 2 1 号	令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計補 正予算（第 3 号）
日程第 2 1	議案第 2 2 号	令和 6 年度浪江町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 2 号）
日程第 2 2	議案第 2 3 号	令和 6 年度浪江町水道事業会計補正予算 （第 4 号）
日程第 2 3	議案第 2 4 号	令和 6 年度浪江町公共下水道事業会計補正 予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 2 5 号	令和 7 年度浪江町一般会計予算
日程第 2 5	議案第 2 6 号	令和 7 年度浪江町文化及びスポーツ振興育 成事業特別会計予算
日程第 2 6	議案第 2 7 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会 計予算
日程第 2 7	議案第 2 8 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険直営診療施 設事業特別会計予算
日程第 2 8	議案第 2 9 号	令和 7 年度浪江町工業団地造成事業特別会 計予算
日程第 2 9	議案第 3 0 号	令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計予 算
日程第 3 0	議案第 3 1 号	令和 7 年度浪江町財産区管理事業特別会計 予算
日程第 3 1	議案第 3 2 号	令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計 予算
日程第 3 2	議案第 3 3 号	令和 7 年度浪江町水道事業会計予算
日程第 3 3	議案第 3 4 号	令和 7 年度浪江町公共下水道会計予算
日程第 3 4	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を 求めることについて
日程第 3 5	発委第 1 号	浪江町議会委員会条例の一部改正について

- 日程第 3 6 発委第 2 号 浪江町議会の個人情報保護に関する条例
の一部改正について
- 日程第 3 7 発委第 3 号 浪江町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 3 8 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（１５名）

１番 武 藤 晴 男 君
 ３番 吉 田 邦 弘 君
 ５番 小 澤 英 之 君
 ７番 紺 野 則 夫 君
 ９番 山 本 幸一郎 君
 １１番 渡 邊 泰 彦 君
 １３番 佐々木 勇 治 君
 １５番 紺 野 榮 重 君

２番 紺 野 豊 君
 ４番 平 本 佳 司 君
 ６番 半 谷 正 夫 君
 ８番 佐々木 茂 君
 １０番 高 野 武 君
 １２番 松 田 孝 司 君
 １４番 山 崎 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 栄 光 君

副 町 成 井 長 祥 君

代 表 監 査 委 員 宮 口 勝 美 君

企 画 財 政 課 長 吉 田 厚 志 君

産 業 振 興 課 長 蒲 原 文 崇 君

住 宅 水 道 課 長 木 村 順 一 君

市 街 地 整 備 課 長 今 野 裕 仁 君

介 護 福 祉 課 長 松 本 幸 夫 君

副 町 山 本 長 邦 一 君

教 育 笠 井 長 淳 一 君

総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長 戸 浪 義 勝 君

住 民 課 長 柴 野 一 志 君

農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長 金 山 信 一 君

建 設 課 長 宮 林 薫 君

健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務局長 兼 仮設津島診療所事務局長 西 健 一 君

会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 野 隆 幸 君

教 育 総 務 課 長
鈴 木 清 水 君

生 涯 学 習 課 長 兼
浪 江 町 公 民 館 長 兼
浪 江 町 図 書 館 長 兼
岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
中 野 夕 華 子 君
書 記
岡 本 ち り 君

次
今 野 長 雄 一 君

(午前 9 時 0 0 分)

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納の
とおりです。
-

◎発言の訂正について

- 議長（平本佳司君） ここで、総務課長より発言を求められておりま
すので、これを許可いたします。

総務課長。

- 総務課長（戸浪義勝君） 皆さん、おはようございます。

3月4日の議案の上程をいたしました際、議案第11号の資料に誤
りがございました。

議案集65ページの中段、第12条の2の改正単身赴任手当について、
こちらについて、議案のないものを資料として準備し、議案資料の
作成を行いました。

議案第11号資料については、正しくは12条の2の改正はございま
せんので、差替え資料のとおり削除になりますので、よろしく願
いいたします。

また、説明につきましては、第12条の2の改正の部分の説明を削
除させていただくことを発言の訂正としてお願いいたします。

今回の資料の訂正、誠に申し訳ございませんでした。

再発防止に向けて細心の注意をいたすとともに、心よりおわびを
申し上げます。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第1、議案第2号 刑法等の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを
議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第2、議案第3号 東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第3号 東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第4号 浪江町景観条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 景観条例に関して景観の計画ですか、大変立派な案が出てきています。

そこで何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず1つは、景観条例、市町村で条例をつくっているところが県においては10市町村ということで、浪江町として、これは成立すると近隣においてはなかった状況なんで、注目の度合いが高まるのかなというふうには思うんですが、ただ、できた後の、何といいましょうか、マンパワーという、こういったものがないと非常に難しくなっているのかなと、こういった意味で、今後いろんな手続等が発生するわけですが、これに関しても規則、手続に関する規則とか要綱、こういったものも必要になってくるというふうに思います。

したがって、そういった部分を集中的にやるに当たって、規則が今回の条例の中に12月をめどに、この条例を公布するというふうになっているんですが、この1年以内で、本当に間違いなくつくることが可能かどうかも含めて、1点目として確認したいと。

2点目は、この中に景観審議会がございます。このメンバーがどういった方を想定されているのか、この辺も含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

まず、12月までに体制を整えられるかという質問にお答えいたします。

まず、議員の意見をしっかり受け止めまして、6か月間で体制を整えてまいりたいと考えておりました。

また、メンバーに関しましては、これから検討してまいりますので、まだ検討中でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 再質問といいますか、審議会のメンバー、これからだというふうなお話なんですが、やはりそういった学識経験者とか、そういった方を入れるのが当然かなというふうに思うんで、その辺も含めて、そういった形を取っていくか、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

もちろん、メンバーの中には有識者、そういう方を入れたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第4号 浪江町景観条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第5号 浪江町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 手話言語条例ということで、ちょっと初めて私聞いたものですから、ちょっと調べさせてもらいました。

そうしましたところ、今年の3月3日現在で558自治体で条例が制定されていると。県内では市町村28自治体であるが、その中で双葉郡が全4町がこういった制定をされているような状況なんですね。

そこで、条例の最後のところ、案の、失礼しました。それでほかのところをちょっと調べさせてもらったら、委任条項が入っているんですね。これは、必要な事項は、別に町長が定めるというふうな条項があるようなんですが、当町の案ではちょっとなかったものですから、その辺を今後、該当がないというようなことなんでしょうか。ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えいたします。

委任条項につきましては、当町においては規定してございません。
こちらの部分につきましては、条例上で改正が必要な際には、その都度、条例のほうを改正していきたいと思っておりますので、委任条項のほうは規定をしてございません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第5号 浪江町手話言語条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第6号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第6号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを採決いたしま

す。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第7号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第7号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第12号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第12号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第13号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第13号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第14号 工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第14号 工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第15号 工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第15号 工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第16号 委託に関する契約の変更について（浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第16号 委託に関する契約の変更について（浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第17号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 地元の者として何点か質問をさせていただきます。

この室原産業団地、仮称ですが、インターチェンジ、大変近いというふうなメリットがあるかと思うんですね。したがって、誘致に当たってどういった業種といいますか、どういったものを町として求めているのか。

それから、何区画ぐらいを今回の団地では考えているか。

それから、それと取得に当たって、この資料に、別紙のほうですね、取得明細書が添付されているわけなんです、ここで登記の地目だけが表示されている。

こういった土地の鑑定とか、そういうのは、現況がかなりウェートを占めるのではないのかなというふうに思うんで、こういった資料には現況というふうなものを入れないのは何らかの意味があるのかどうか、その点も含めて確認したいと思います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

まず1点目のどういった業種の産業団地化するかという部分で

ございますけれども、議員おただしのとおり、インターチェンジに非常に近い場所ということもございますので、そういった物流関係、それから、特別高圧の電力の供給が非常にしやすいという部分がありますので、情報通信関係の分野とかにも非常に有効な場所だということで、昨年実施しました産業適地調査の中でも整理させていただいておりますので、そういった産業を集約したいというふうに考えております。

また、区画の部分でございますけれども、こちらの全協のほうでも説明したとおり、全体的には大きく取れる用地なんですけれども、まずは先行して、ここの部分だけの1区画を整備して、そういった産業を集約していきたいなど。いろんな業界、企業進出動向があれば、その後、さらに拡張を進めていきたいというふうな考えでございます。

2点目のこちらの明細の部分でございますけれども、当然、土地区画関連につきましては、現況も踏まえての調査になってございます。この点につきましては、これまでの議案上程の資料を参考にさせていただきながら、登記の地目のほうで資料の作成をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 私の記憶では、駅のところのときにも何か登記の地目があるときは農地か何かで、農地の場合には、何か値段が高いんじゃないのみたいな、そういった質問をした経緯があるのかなというふうに記憶しています。

ですから、こういった登記地目だけでなくして、今後はぜひ現況の地目も掲載していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（平本佳司君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 他市町村の事例とかを参考にしながら、調査をしていき、内部で検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第17号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第18号 令和6年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 補正予算に反対の討論をさせていただきます。

実は、これは多分、末森のトレセンの予定地だと思います。町長案件だということは常々復興庁の方々からも聞いておりますけれども、これは、私の感覚では、あくまでも民民の計画ではないのか、そのように考えております。

また、この町は、今後、研究学園都市構想とかF-R-E-Iとか、そういった学術中心に発展する町とも考えておりまして、その中で、こうした—————誘致するということは、私たちの町にはそぐわないのではないのかと常々考えております。

さらに、この補正予算には、現地の開発のための遺跡発掘調査項目や史跡の移設変更とか、そういう予算も含まれているかに思います。

よって、あくまでも民民の話であって、こうした問題に浪江町自身が予算を削って投資をする必要があるのかどうか疑問に思いますので、反対意見とさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 次に、本案に対する賛成の発言を許可いたします。

賛成討論はありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） それでは、賛成の討論をさせていただきます。

いろいろ発掘調査等々については、当然、文化財保護法等々では浪江町の教育委員会、当該教育委員会が実施するというふうなことは、皆さんご承知だと思います。当然、発掘調査に当たっても、教育委員会、町でやるのが当然であること、それから、その発掘調査に対する費用でございますが、当然、これは民間がやる事業でございますので、民間がいわゆるその費用を負担するというふうなのが、これは常であります。当然、したがって、町のほうで何ら文化財の発掘調査においても、町のほうの支出はないものというふうに私は考えております。

したがって、この補正予算に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第18号 令和6年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（平本佳司君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第19号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第19号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第19、議案第20号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第20号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第21号 令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第21号 令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第21、議案第22号 令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第22号 令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第22、議案第23号 令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第23号 令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第23、議案第24号 令和6年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第24号 令和6年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第24、議案第25号 令和7年度浪江町一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑よろしいですか。

13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 予算資料でお伺いしたいと思います。ページ13ページの番号で16番。去年は1件で藤橋だったんですけども、1,000万円ぐらい増えていますけれども、何件で、場所はどこなのかお伺いします。

次に、15ページ、番号の4番。新規事業ですが、どの程度のエリア整備なのかお伺いします。

次に、16ページの番号15番。令和6年度と比べて、倍ちょっとに

なっているんですけれども、その理由は、有害鳥獣対策を組み合わせた放置竹林整備事業を実施が増えたからなのか、なぜなのか。予算書で説明をお願いします。

続いて、17ページの番号19番。何回やって、場所はどこなのかお伺いします。

次に、18ページ、番号4番。令和6年度の説明では、2階から4階に17部屋でしたけれども、今年度はその予定と変わりがあるのかないのかと、シングル、ダブル、ツインは各何部屋なのかお伺いします。

次に、20ページの番号1番。新規事業で、もうちょっと詳細な説明とメリットは何なのかお伺いします。

続いて、21ページの15番。こっちも新規事業なんですけれども、なぜ今年予算に入れたのか、上限は幾らで、何件を予定しているのかお伺いします。

次に、22ページの番号21番。これは、どこで、何回ぐらい開催する予定なのかお伺いします。

以上です。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

○13番（佐々木勇治君） はい。

○議長（平本佳司君） 答弁者。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前 9時40分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 9時44分）

○議長（平本佳司君） 答弁者。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 予算資料の13ページの一番下、帰還環境整備事業の、いわゆる井戸工事についてですが、こちらは地区が下津島で2件分を計上しておりますので、この予算となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 予算資料の15ページ、4番。防災集団移転元地整備事業ということでございますが、こちらは、棚塩地区の防災集団移転事業で買い取った地域について農地的利用という方

針が出ております。そちらですね、減容化施設周辺から、それから北側の防災集団移転で買い取った棚塩地区について、約42ヘクタールについて農地的利用の計画を検討しているということになります。

続きまして、予算資料で申しますと、16ページの番号15番の森林環境交付金事業ということでございまして、こちらの有害鳥獣対策を組み合わせた放置竹林整備事業を実施するということでございます。

こちらは、予算書で申しますと……少々お待ちください、145ページの款6、項3林業費、それから目1林業振興費の節18負担金補助及び交付金でございまして、すみません、失礼いたしました。暫時休議をお願いします。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前 9時47分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 9時47分）

○農林水産課長（金山信一君） 議長、農林水産課長。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 失礼しました。

予算書185ページでございます。

款6農林水産業費、項3林業費、目1林業振興費の節12委託料……失礼いたしました。144ページ、節12委託料2億2,547万3,000円のうち、福島森林再生事業業務委託料の中に含まれておりまして、地域と有害鳥獣の対策について打合せする中で、福島森林再生事業と組み合わせて竹林を伐採などをして、有害鳥獣と人間の生活境を分けるというような施設をつくるような事業となっております。

失礼いたしました。以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 予算書18ページ、ナンバー4。交流・関係人口拡大推進拠点施設整備事業についてのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、いこいの村宿泊棟本館2階から4階のまだ改修できていない部分の17部屋の改修工事となっております。

内訳としましては、和モダンのツイン的な部屋が15部屋、それから特別室ということで5人部屋みたいなところが2部屋、合計17部屋の改修工事となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 予算資料の20ページの番号1。道路情報等公開サービス導入事業について説明をいたします。

浪江町の町道の道路台帳データは、今までマイラーデータ、紙のデータで管理をしておりました。

今回、道路情報等公開サービス導入事業で都市計画区域内の道路台帳データをデジタル化することにより、住民、事業者の方が来庁することなく、町のホームページからウェブで道路情報を取得することが可能となり、窓口、問合せ時間の効率化が図られます。

また、土砂災害区域、津波浸水区域等の防災データや上下水道台帳データとリンクすることが可能になります。庁内データの一元管理を図ることができて、さらに、デジタル化することにより、道路台帳を今後更新する場合、従来よりコストが低減される利点もございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ページ21ページのナンバー15番。自家消費型住宅用太陽光発電設備の補助金についてですが、こちらに書いてありますとおり、国交付金を活用しということで、今回、環境省の補助金がついたことによるものです。

上の14番に連携するんですが、下の15番の補助金は、自家消費型の住宅用の太陽光発電設備について補助金をするものです。電力の固定価格買取制度を受けない場合、今回対象になるものです。

金額ですが、上の14番では、町の16万円の補助金がございます、そこに国の補助金28万円を加えて、上限を44万円とするものです。金額は10件分で440万円。

次に、家庭用蓄電池の場合は44万円で、町が30万円がありますが、そこに国の補助金47万円を加えて、上限が77万円6件分で、462万円を計上しているものです。

以上です。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 予算資料22ページのナンバー21。共創推進事業へのご質問ですが、共創会議は2か月に1回、計6回程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 1点、答弁しておりませんでした。

予算資料17ページの19番。水産業情報発信事業についてです。

どこで何回というご質問でした。

まず、町内で1回、首都圏で1回、それから令和6年度は海外で実施いたしました。令和7年度は海外からインフルエンサーを招待して実施する予定としております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 予算資料から新規事業に係る何点か、お聞きしたいと思います。

まず、9ページの16番。これ、何か戸籍法の改正によることだと思うんですけども、これ、町では振り仮名か片仮名どちらを考えているのか、振り仮名。

あと、中身なんですけれども、これ戸籍謄本とかは、結局、親とかの名前は入るじゃないですか。亡くなられた方も含め全部、入るのか。これの振り仮名も含まれるのか。

あと、10ページ、一番上の1番の意思疎通支援事業、先ほど条例で通りましたけれども、これの頻度、年に何回とかやるのか。あと、町内とか、あと避難先でも考えているのか、お伺いしたいと思います。

あとは、13ページの10番。糖尿病発症予防及び重症化予防事業、これも年に何回ぐらいか。町内でやるのか、あと避難先でも考えているのか、お聞きしたいと思います。

あと最後に、ページ24ページ、新規事業で11番。結婚応援事業、私も独身なんですけれども、こういうのは大いにやったほうがいいと思っていますけれども、現実には、こういった取組を考えているか、お聞きしたいと思います。

以上、4点です。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、予算資料9ページの戸籍振り仮名における通知発送事業ということで、振り仮名については、平仮名のほうを予定しておりまして、現在、戸籍のほうには振り仮名のほう振られておりませんので、戸籍法の一部改正に伴って、いわゆる公証とするための振り仮名が必要になってきておりまして、来年度から、住民基本台帳についている振り仮名を参考にして通知を差し上げて、その確認を行いながら戸籍のほうに正式な振り仮名振っていくというような形で実施するようになっております。

いずれにしても、法に基づきながら整備していく予定でござ

います。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 資料のほうの10ページのナンバー1、意思疎通支援事業につきまして。

こちらにつきましては、町民に対する手話教室については、年4回程度を検討してございます。

来年度につきましては、町内のみでの開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 13ページの10番。糖尿病発症予防及び重症化予防事業についてお答えいたします。

まず、何回やるのかというご質問でございましたが、3か月以上かかる事業になりまして、これを1回実施する予定でございます。

それから、町内か町外かというご質問でございましたが、セミナーをやることを予定しておりまして、セミナーに集まっただけの方ということで、町外の方でもセミナーに来れる方であれば、参加は可能です。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、予算資料の24ページ、11番。結婚応援事業の取組について、ご説明いたします。

まず、公的結婚支援活動につきましては、婚活イベントといたしまして、秋口にレクリエーションを絡めた形で実施したいと考えております。

また、出会いの場提供事業につきましては、7月頃に、公民館事業と組み合わせた形で実施することを予定しております。

また、結婚生活支援事業につきましては、こちらは、住宅取得等の支援金となりまして、対象者につきましては、夫婦とも39歳以下で世帯収入が500万円未満以下の世帯となっております。

内容につきましては、新規住宅の購入費用、新規賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費等の費用、あとは住宅のリフォーム費用や新規住宅への引っ越し費用となっております。

なお、夫婦とも29歳以下で世帯収入が500万未満の世帯につきましては、上限額が60万円、夫婦とも39歳以下で世帯収入が500万未満につきましては、上限額が30万円となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

2 番、紺野豊君。

○2 番（紺野 豊君） 歳入歳出の予算資料から 9 ページかな、9 ページの番号13。継続事業の移住定住相談体制整備事業、これね、移住者交流会を何回かするということなんだけれども、年何回やるのか。この金額の中で、今後、2035年に8,000人目標にすると書いてありますよね。何回で、この金額で果たしてできるのかどうか。この出した1,776万3,000円、根拠、これをお示し願いたいと思います。

次に、14ページの21番。水素普及拡大国際連携事業、これ米国のランカスターとかハワイ郡との相互のノウハウや知見を共有するということなんですからけれども、700万7,000円、今後この金額だけでは足りないような気がするんです。出した根拠を教えてください。

次に、17ページの18番。さけふ化施設等整備事業、この関係の中で、さけふ化採捕施設の整備について、各種工事とか備品の購入を進めると、こういう中で、一部施設の供用を始めたいという話なんだけれども、この関係の時期はいつ頃を目指しているのか、その1点。

加えて、同じ中の17ページの18番。水産業情報発信事業、今年もイベントをされると思いますが、やっぱり回数は多めにやったほうがいいと思うんですよね。常磐ものということを発信するために、もっともっと進める段階、どのぐらいの回数を目指しているか。

この4点です。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算資料の9ページ、番号が13番の移住定住相談体制整備事業のご質問についてお答えをいたします。

まず、交流会の回数でございますが、こちらは上半期1回、下半期1回の計2回で想定をしているところでございます。

また、1,700万円の根拠ということでございますが、こちら、交流会以外にも移住相談の最前線の窓口になっていただきまして、電話での相談、そして現地にお越しいただいた方の案内、そして住宅の物件の紹介、そういったものを一元的に委託しまして、移住の相談から移住の実現までをずっと伴走しながら、委託事業として実施をしていただくということで、委託をしているものでございます。

1,700万円につきましては、しっかり前年度ベースから若干400万から500万ほど金額も下がっております。こちらは事業者のほうともしっかり打合せをして、内容を精査して1,700万円という予算で本年度は計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 予算資料14ページ、ナンバー21の水素普及拡大国際連携事業についてのご質問にお答えいたします。

来年度の事業として、今回計上させていただいた中は、P H Aの枠組みの中で連携を結んだハワイ郡のほうに渡航する旅費の部分、それからR E I Fふくしまという福島県が主催する環境会議のほうに、P H Aメンバーが来たときに要する経費ということで、合わせて775万7,000円のほうを計上させていただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、連携はどんどん深めていかなくちやならないと認識しておりまして、今後は行政だけの取組じゃなくて、民間事業者も情報共有とかというような連携が図れるようにということで、民間事業者の取組も一緒に合わせてやっていきたいという形でP H Aのメンバーの中で協議をしているところでございます。

この部分については、主には渡航旅費という部分でございまして、よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 予算資料17ページ、18番。さけふ化施設についてのご質問にお答えいたします。

さけふ化採捕施設整備を今しております。さけふ化施設につきましては、令和7年度半ばの完成を迎えますので、令和7年度中の運用開始を想定しております。

また、採捕施設に関しましては、令和7年、8年、2年間をかけて整備いたしますので、そちらの運用は、その後となる予定としております。

次に、同じページの19番ですね。水産業情報発信事業でございまして。

先ほどお答えしましたが、大きなイベントとしては、町内1回、首都圏1回、それから海外のインフルエンサーを町内に来てもらうということとしておりますが、そのほかにも、今回、スタンプラリーとか、そういったできるもの、小さいイベントも検討していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木 茂君） 予算に全て反対したいということではございません。工夫されたなかなかいい予算書であったことは事実であります。

ただ1つだけ、私が納得できないところもありまして、それは昼曽根橋の撤去、新設、そういう問題がありまして、この撤去予算がこの予算の中に含まれているように見受けられました。

それで、実は、この昼曽根橋の撤去ということで説明があったのは、日曜日の行政区の総会が行われたとき、初めて地区住民に説明されたと、こういうふうに思います。

それで、反対ということが数多くありましたものですから、それは既に予算化されているということは、ちょっと納得できない。

さらに、生活道路を途中で遮断して行き止まりにしてしまうという、こういうのを大きく言わざるを得ません。確かに町は300の橋梁等を抱えて維持補修は大変だと、これも分からないわけではありません。

しかし、直接住民の生活に関わる橋梁等については、やはり十分住民の意見やこの生活、そういうものを考えた上での判断にさせていただきたいなと、こう思っております。

ですから、この予算については、持ち帰って検討するという発言もいただいておりますので、まだまだ検討の余地があるんだろうと、このように考えておりますので、一応、一部について反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 次に、本案に対する賛成の発言を許可いたします。

賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第25号 令和7年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（平本佳司君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（平本佳司君）　ここで10時30分まで休憩に入ります。
（午前 1 0 時　8 分）

○議長（平本佳司君）　再開します。
（午前 1 0 時 3 0 分）

◎発言の取消しについて

○議長（平本佳司君）　ここで、8 番、佐々木茂君より発言許可を求められておりますので、これを許可いたします。

8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木　茂君）　18号の補正予算で、私の発言が不穏当に思いましたので、この発言を一部取消しをお願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君）　内容、発言の内容。

○8 番（佐々木　茂君）　末森の施設は—————という
ような発言をさせていただきました。
以上です。

○議長（平本佳司君）　暫時休議します。
（午前 1 0 時 3 1 分）

○議長（平本佳司君）　再開します。
（午前 1 0 時 3 1 分）

○議長（平本佳司君）　8 番、佐々木茂君の退席を求めます。

〔8 番　佐々木　茂君退室〕

ただいま8 番、佐々木茂君から議案第18号の反対討論における発言について、会議規則第64条の規定によって発言の取消しを求められておりました。

申出がありましたので、ここでお諮りをいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君）　異議なしと認めます。

よって、佐々木茂君からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

佐々木茂君の入室を許可いたします。

〔8 番　佐々木　茂君入室〕

◎発言の訂正について

- 議長（平本佳司君） 次に、農林水産課長に発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

農林水産課長。

- 農林水産課長（金山信一君） 議案第25号 令和7年度一般会計当初予算の中で、13番議員のご質問の中で答弁に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

予算資料16ページ、15番。森林環境交付金事業の中の有害鳥獣対策を組み合わせた放置竹林事業についての答弁の中で、当初予算144ページ、節12委託料の中の福島森林再生事業業務委託料とお答えいたしましたけれども、その下の森林環境交付金委託料でございます。

こちらの中で、地域と打ち合わせた中で、有害鳥獣対策としての竹林伐採をするという中身になっておりますので、発言の訂正をさせていただきます。答弁の訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

以上です。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第25、議案第26号 令和7年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第26号 令和7年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第26、議案第27号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第27号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第27、議案第28号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第28号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第28、議案第29号 令和7年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第29号 令和7年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第29、議案第30号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第30号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第30、議案第31号 令和7年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第31号 令和7年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第31、議案第32号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第32号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第32、議案第33号 令和7年度浪江町水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第33号 令和7年度浪江町水道事業会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第33、議案第34号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第34号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の質疑、採決

○議長（平本佳司君） 日程第34、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。本件に対する意見は適任と認めるとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号に対する意見は適任と認めることにすることに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第35、発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山崎博文君、登壇でお願いいたします。
14番、山崎博文君。

〔議会運営委員長 山崎博文君登壇〕

○議会運営委員長（山崎博文君） ご説明を申し上げます。

発委第1号が、今事務局長から丁寧な説明をいただきました。

提案理由は事務局長の説明のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第36、発委第2号 浪江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山崎博文君、登壇でお願いいたします。
14番、山崎博文君。

〔議会運営委員長 山崎博文君登壇〕

○議会運営委員長（山崎博文君） ご説明を申し上げます。

発委第2号についての提案理由については、事務局長が説明したとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第2号 浪江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第37、発委第3号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山崎博文君、登壇でお願いいたします。

14番、山崎博文君。

〔議会運営委員長 山崎博文君登壇〕

○議会運営委員長（山崎博文君） 発委第3号についての提案理由は、今事務局長が説明したとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第3号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（平本佳司君） 日程第38、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレット端末の格納した申出書のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査または調査することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（平本佳司君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（吉田栄光君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月4日の本定例会開会以来、熱心にご審議いただき、ご提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

東日本大震災と原発事故から14年が経過いたしました。令和7年度は町復興計画第三次前期計画の最終年度となり、町が目指す将来の姿である「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向け、最終年度となる前期計画の取組を着実に推進し、後期計画における施策の展開につなぐためにも非常に重要な年であります。

その上でありますが、当初予算につきましては、次の8点の重点施策を意識し、編成させていただいたものであります。

- 1 点目は、農林水産業の再興、新たな産業と雇用の創出。
- 2 点目は、子育て環境・学校教育・生涯学習環境の充実。
- 3 点目は、帰還困難区域の再生。
- 4 点目は、浪江駅周辺を核とした中心市街地の整備。
- 5 点目は、防災・安全の強化。
- 6 点目は、ゼロカーボンシティの推進。
- 7 点目は、医療・介護・福祉の充実と健康づくりの推進。
- 8 点目は、帰還支援及び移住定住の推進。

これらにつきましては、いずれも重い課題であります。解決に向けて前進し、魅力的な町となりますよう、全庁一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、議員各位におかれましては、4月末をもって任期満了を迎

えられます。

後進に道を譲られる方におかれましては、長年にわたり町政の進展にご尽力をいただき、また、震災からの町の復興に道筋をつけるため、誠心誠意取り組んでいただきましたこと、改めて心から感謝を申し上げます。今後も引き続き、ふるさとの復興のため、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、再選を目指して選挙戦に挑まれる方におかれましては、健康に十分ご留意され、これまでの政治活動を町民に訴え、所期の目的を達成されますよう、ご健闘を心からお祈り申し上げます。

なお、予算整理のため、令和6年度一般会計及び特別会計の最終補正予算については、3月末で専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

結びに、春の息吹を感じる今日この頃、議員各位のご健勝をご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

令和7年3月12日。浪江町長、吉田栄光。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年浪江町議会3月定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

（午前11時06分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署 名 議 員 紺 野 則 夫

署 名 議 員 佐 々 木 茂

署 名 議 員 高 野 武